



奄美市第3期教育振興基本計画

シマ
～地域で教え 地域に学ぶ 学びの循環～



令和8年3月

奄美市教育委員会



奄美市民憲章

誇りある奄美市民の幸福と前進のために

- 1 わたしたち奄美市民は
きまりを守り住みやすいまちをつくります
- 2 わたしたち奄美市民は
助け合いぬくもりのあるまちをつくります
- 3 わたしたち奄美市民は
健康で明るいまちをつくります
- 4 わたしたち奄美市民は
教養を高め伸びゆくまちをつくります
- 5 わたしたち奄美市民は
よく働き豊かなまちをつくります

平成19年3月20日制定

奄美市市章

奄美市のイニシャルである「A」をモチーフとし、奄美の豊かな自然と共生していく市民の姿を表現している。また、赤い円（中央の円）は奄美の恵みの太陽を表現している。

目 次

第1章	計画策定について	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
第2章	本市教育を取り巻く現状	
1	これまでの取組の成果	4
2	社会状況	5
(1)	人口減少や少子高齢化の進行	5
(2)	デジタル化の進展	6
(3)	グローバル化の進展	8
(4)	子どもの貧困など社会経済的課題	8
(5)	地球規模での環境問題	9
(6)	価値観やライフスタイルの多様化	10
(7)	地方創生の推進	10
3	本市の子どもたちを取り巻く現状と課題	13
(1)	児童生徒数の減少	13
(2)	学力向上	15
(3)	いじめ・不登校の状況	17
(4)	規範意識	18
(5)	基本的な生活習慣	19
(6)	特別支援教育	21
(7)	キャリア教育	22
(8)	体力や運動能力	22
(9)	安全・安心な教育環境の整備	24
(10)	家庭・地域の教育力	25
(11)	子どもたちの文化活動	26
第3章	奄美市教育行政の基本的方向	
1	教育の基本理念	28
2	教育の基本目標	29
3	教育の基本方針	30
第4章	今後5年間に取り組む施策	
1	本市教育の取組における視点	31
2	本市教育施策の方向性	33
	〔基本目標と施策の関連図〕	35
3	具体的施策の展開	36

I	お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	
①	道徳教育の充実	38
②	生徒指導の充実	40
③	人権教育の充実	43
④	体験活動の充実	45
⑤	子どもの読書活動の推進	46
⑥	文化活動の推進	47
⑦	食育の推進	48
⑧	体力・運動能力の向上	49
⑨	健康教育の充実	51
	[計画期間における数値目標]	52
II	未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	
①	確かな学力の育成	53
②	特別支援教育の推進	54
③	キャリア教育の推進	56
④	産業教育の推進	57
⑤	幼児教育の充実	58
⑥	郷土教育の推進	59
⑦	教育の情報化の推進	60
⑧	国際理解教育の充実	62
⑨	消費者教育の充実	64
⑩	主権者教育の充実	65
	[計画期間における数値目標]	66
⑪	社会の変化に対応した教育の推進	67
III	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	
①	開かれた学校づくり	69
②	学校運営の充実	70
③	学校における働き方改革の推進	71
④	へき地・小規模校教育の振興	72
⑤	教職員の資質向上	73
⑥	安全・安心な学校づくり	74
⑦	「学びのセーフティーネット」の充実	76
	[計画期間における数値目標]	77
IV	地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	
①	地域を支える次世代の人づくり	78
②	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	79
③	家庭教育支援の充実	80

V	生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
①	生涯学習環境の充実	81
②	生涯スポーツの推進	82
③	競技スポーツの推進	83
④	文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実	84
⑤	地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用	86
⑥	文化財の保存・活用	87
	[計画期間における数値目標]	88

第5章 計画の実現に向けて

1	教育行政の着実な推進	89
2	学校・家庭・地域等との連携・協働	89
3	関係部局・関係機関との連携・協力	89
4	計画の進捗状況の確認	89

<用語解説> 90

(記載されている専門用語や頭字語(略語)などについて、字句の頭に“※”印を付け解説をしています)

はじめに

我が国では、社会の課題として少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の問題、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などの課題が顕在化しています。また、AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

教育に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの在り方が大きく変化しました。こうした社会全体の変化を踏まえ、本市においては、確かな学力の定着、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実、県立高校の活性化、学校における働き方改革、教職員の確保と資質向上、AI、IoTなどの技術革新に対応した教育、家計における教育費負担の軽減など、取り組むべき課題が多くあります。

これまで奄美市教育委員会では、本市の実情に応じた教育振興の施策についての基本的な計画として、平成28年3月に「奄美市教育振興基本計画」を、また、令和3年3月には第2期教育振興基本計画を策定し、その計画に基づき、総合的かつ計画的に取り組を進めてきたところです。

国においては、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示し、また県においても、社会情勢の変化に対応するとともに、国の新たな教育振興基本計画の内容を参酌し、令和6年2月に第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しております。

奄美市第3期教育振興基本計画においては、国・県の計画を参酌しながら、新たな奄美市総合計画や奄美市総合戦略の指針に沿って、基本目標に「地域で教え 地域に学ぶ 学びの循環」を掲げ、その実現に向け令和8年度から5年間に取り組む施策を体系化いたしました。

今後、市教育委員会においては、この計画に基づき、学校、家庭、地域等との連携を積極的に図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

令和8年3月

奄美市教育委員会

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

市教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、奄美市教育振興基本計画を策定し、本市教育の目指す姿や育成を目指す人間像などを掲げ、その実現に向け取り組む施策について、総合的、体系的に位置づけて取組を進めてきました。

第1期計画では、10年後を見据えた教育の姿として、平成23年3月に策定された[※]奄美市総合計画における教育分野の「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」を基本目標とし、さらに、目標達成に向けた年次数値目標を定めた「共に生きる教育～あまみの子どもたちを光に～」を基本方針として教育行政に係る各種施策を進めてまいりました。

第2期計画では、第1期計画に示された10年後を見据えた教育の姿に基づき、後半5年間に取り組むべき施策を体系化した計画として総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

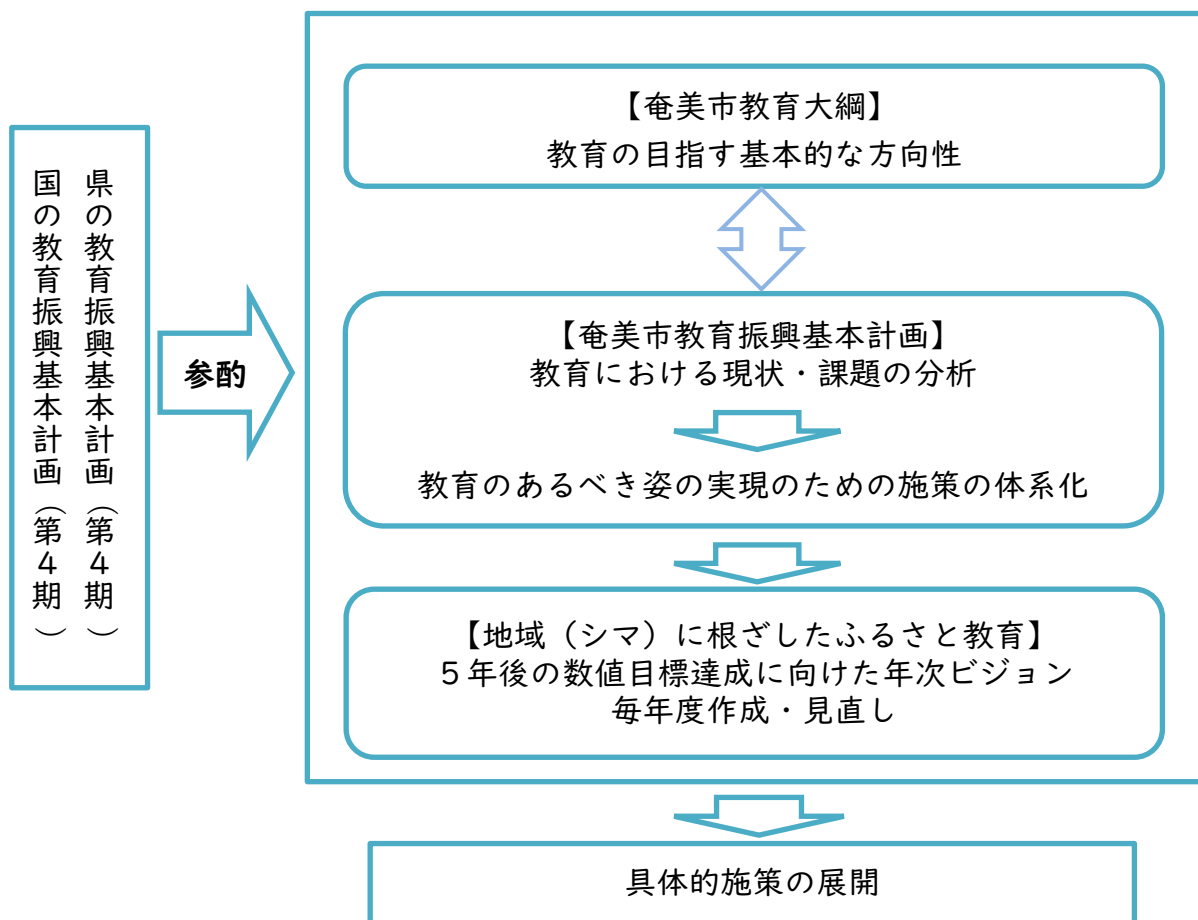
国は、令和22年（2040年）以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来し、将来の予測が困難な時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために教育の果たす役割はますます大きくなっているという認識の下、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差した[※]ウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げ、目指すべき社会像の中での教育の在り方を示すものとして、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定しました。

また、鹿児島県においては、国の第4期計画を受けて、令和6年2月に「夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～」を基本目標とする第4期鹿児島県教育振興基本計画を策定しております。

市教育委員会においては、このような国及び県の動向や社会情勢の変化に対応するとともに、第1期・第2期計画による取組の成果と課題を踏まえながら、中期的展望に立ち、引き続き本市の実情に応じた教育行政を計画的に推進するため、令和8年度から令和12年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した第3期奄美市教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものであり、国の第4期教育振興基本計画及び県の第4期教育振興基本計画を参酌し、奄美市教育大綱の教育施策の根本となる方針の具現化のため、本市の実情に応じた生涯学習社会の実現に向け、学校教育分野のみならず、社会教育分野も含めた本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。



【教育基本法】(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

第3期奄美市教育振興基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とする。

H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
奄美市総合計画（後期）					奄美市総合計画～R20年度									
奄美市教育大綱			奄美市教育大綱				奄美市教育大綱							
奄美市教育振興基本計画			第2期奄美市教育振興基本計画				第3期奄美市教育振興基本計画							
地域（シマ）に根ざしたふるさと教育（教育・生涯学習の年度ビジョン）毎年度更新														
国の第3期教育振興基本計画					国の第4期教育振興基本計画					国				
県の第3期教育振興基本計画				県の第4期教育振興基本計画				県						

第2章 本市教育を取り巻く現状

1 これまでの取組の成果

市教育委員会では、第1期計画での検証結果を踏まえ、第2期計画でも引き続き「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」を基本目標に、5つの本市教育施策の方向性のもと、33の施策を体系化して取り組んできました。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく事務の点検・評価を活用し、毎年度、各教育分野に関し識見を有する方々の意見を聞くなどして施策ごとの評価を行い、その結果をホームページで広く公表しています。

直近の令和7年度（令和6年度対象）の評価においては、全体的な評価として「目標を概ね達成し（平均評価点4.2点/5点）、ほぼ期待どおりの成果が得られている」との評価となっております。

「確かな学力」の定着・向上、不登校児童・生徒への対応、家庭・地域の教育力向上等具体的な取り組みを行った結果、十分な成果が得られた事業もありましたが、今後も継続していくことや、見直しを行うことが必要な内容もありました。

こうしたこれまでの取り組みの成果や課題を軸に、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現する教育の在り方として、第3期計画を策定する必要があります。



2 社会状況

(1) 人口減少や少子高齢化の進行

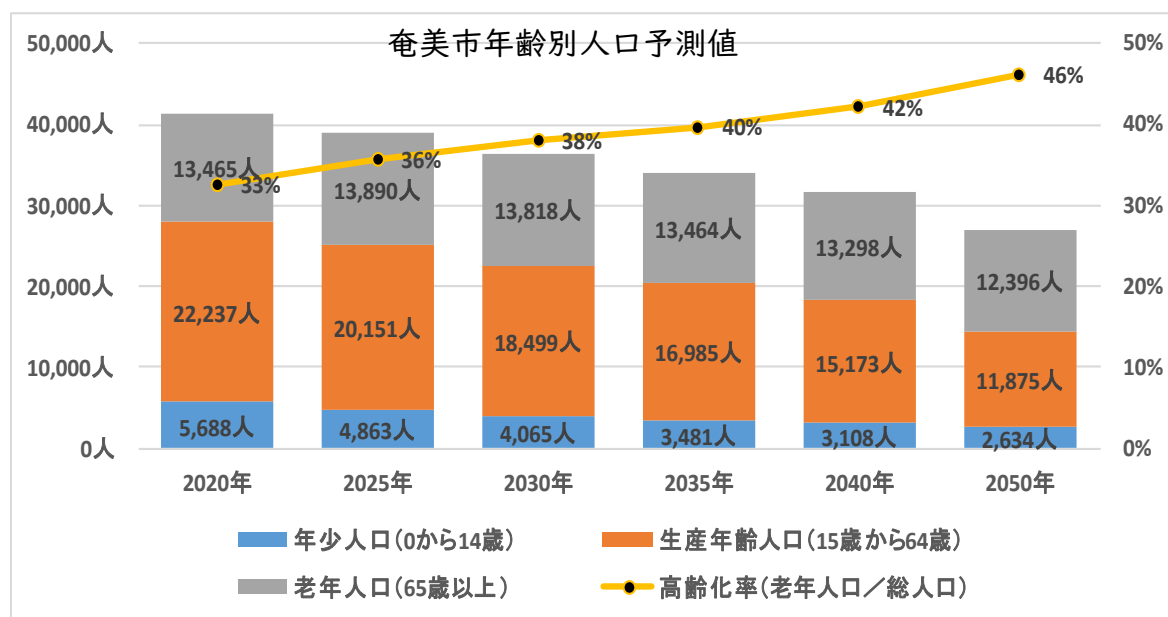
我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少傾向が続いており、2030年にかけては20代・30代の若年層が約2割減少する見込みです。また、65歳以上の高齢者が総人口の3割を超えると予測されるなど、生産年齢人口の減少が一層加速すると見られています。経済協力開発機構（OECD）の予測によれば、日本の生産年齢人口の割合はOECD加盟国の中で最下位になるとされています。

本市においても将来的に、人口は緩やかな減少を続ける一方で、高齢化率は上昇を続け、全国平均を上回ると予想されています。

こうした人口減少と高齢化の進行は、教育行政にも深刻な影響を及ぼします。具体的には、学校の再編・統廃合や教員の確保の難しさ、さらには地域全体の高齢化・過疎化に伴う、地域コミュニティの教育力の低下といった課題が懸念されています。

本市が直面している人口減少と高齢化の問題は、全国的にも共通する課題である一方、離島という地域特性により、より深刻な影響を伴っています。今後は、「地域資源の強みを活かす施策」と「デジタル技術を活用した効率的な対応」の両立が求められます。

重要なのは、「人口減少＝衰退」と捉えるのではなく、「人口が減少する社会においても、持続可能な地域社会を実現する」という前向きなビジョンと、それを実行する多角的な施策の展開です。



(2) デジタル化の進展

2030年頃には、第4次産業革命とも言われる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想されています。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが予測されます。

加えて、今後の我が国においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による労働力の不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT、AI、ロボットなどの活用は経済社会水準維持のためにも不可欠になっていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらし、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)、メタバースの活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」しており、デジタル化を更に推進していく必要があります。

今の子どもたちが活躍する頃の社会では、AIやロボット、IoTなどをはじめとする情報技術は生活の中で当たり前のものであると存在していると考えられ、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性が一層高まっていくこととなります。

一方で、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)が急速に普及し、その利用も低年齢化する中、これらを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せずに犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

あらゆる世代において、情報活用能力(情報リテラシー)を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

デジタルトランスフォーメーション(DX):企業がAI等のデジタル技術を用いて業務改善やビジネスモデルの創出、企業風土の変革を実現すること

メタバース:インターネット上に構築された仮想空間のこと

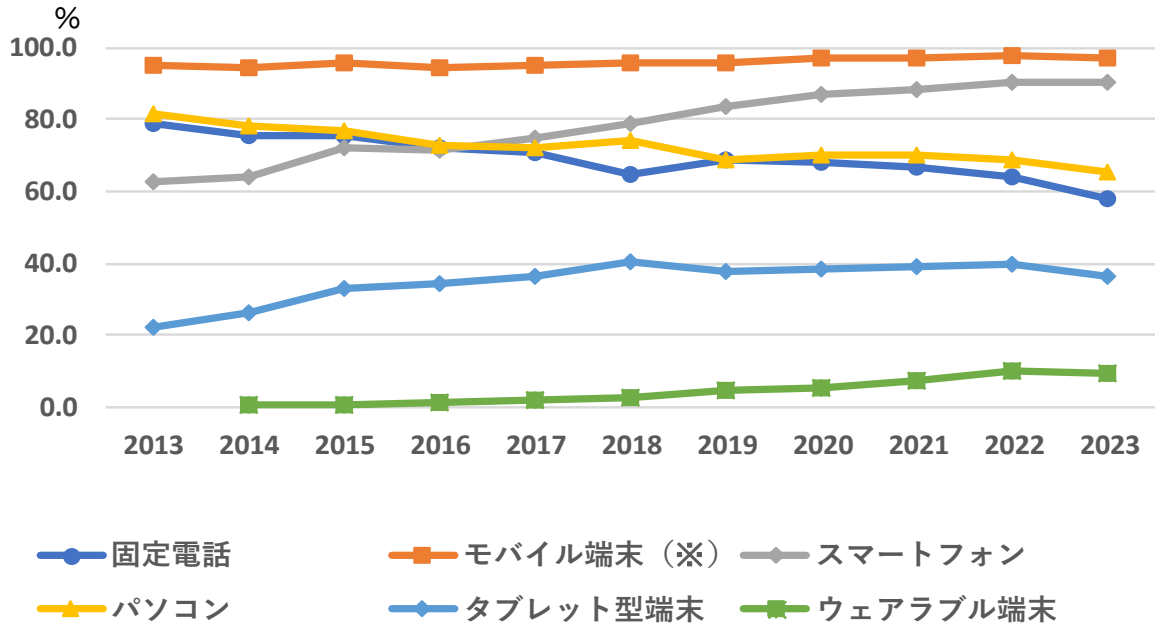
Web3.0:Googleのような特定企業がデータを集中管理するWeb2.0とは異なり、データを自分自身で管理する次世代の分散型インターネットのこと

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS):インターネット上でユーザー同士が交流し、つながりを構築するための会員制サービスのこと

情報活用能力(情報リテラシー):情報を適切に収集・評価・活用するための能力のこと

主な情報通信機器の保有状況（世帯）の推移【全国】

資料：総務省「R6 通信利用動向調査」



※携帯電話・PHS 及びスマートフォン

デジタルを活用する際に必要となるインターネットなどに接続するための端末について、2023年の情報通信機器の世帯保有率は、「モバイル端末全体」で97.4%であり、その内数である「スマートフォン」は90.6%である。また、パソコンは65.3%となっている。

児童生徒のインターネット接続機器の所持率

ここでいうインターネット機器とは、携帯電話(スマートフォンを含む。)、ゲーム機、パソコン、タブレット型端末、携帯音楽プレイヤー等、インターネットに接続できる機器を指す。

※ 全回答者数に対する割合 (%)

	令和3年	令和5年	令和6年
調査対象	保護者	児童生徒	保護者
小学校	35.6	79.5	81.3
中学校	66.6	94.8	94.0
高等学校	98.3	98.6	99.5
特別支援学校	38.0	68.1	78.6

資料：(県教委) 令和6年度「インターネット利用等に関する調査」

(3) グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人々の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

世界経済は、保護主義の台頭や貿易上の紛争、特定の産品を特定国に依存するサプライチェーン[※]における課題が明らかになっています。こうした中、経済のグローバル化が進展している一方で、各国が自国の利益を優先し、保護主義的な動きが広がりつつあります。このような矛盾する動きが、世界経済の安定性に対する懸念を生じさせています。

また、アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うこととなるとみられています。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国境を越えた地域間・企業間の競争は一層激化することが懸念され、人材の流動化、人材獲得競争や、国内生産拠点の海外展開などに伴う国内産業の構造変化、海外需要の取り組みといった対応が求められるようになっていきます。

(4) 子どもの貧困など社会経済的課題

我が国の「子どもの貧困率」[※]は、令和4年は11.5%となっています。

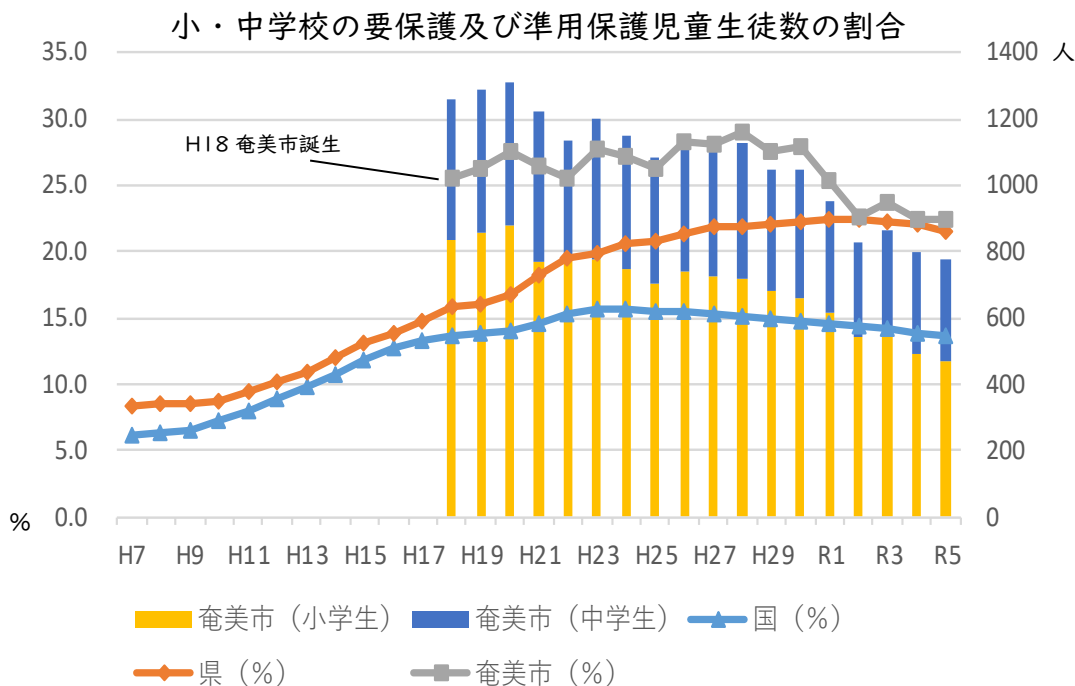
子どもの貧困は、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっています。

専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることを指摘する研究もあります。

また、県が平成28年度に実施した「かごしま子ども調査」[※]では、「経済的理由により子どもの学習意欲にたえられなかったことがある」、「経済的理由により医療機関の受診をためらったことがある」といった割合が、低所得世帯ほど高い結果となっています。

子どもの貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、令和12年（2030年）以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

小・中学校の要保護及び準要保護児童生徒数の割合



令和5年度の要保護及び準用保護児童生徒数については、国・県・奄美市とも減少傾向にあり、要因としては「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」との調査結果であった。

(5) 地球規模での環境問題

世界規模での人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

中でも、気候変動問題は、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農作物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「[※]気候危機」とも言われています。

このような気候変動の社会経済活動への影響が生じている中、平成27年の[※]パリ協定をはじめ、温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な機運が急速に拡大し、令和2年10月、我が国は「[※]2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。脱炭素社会の実現を目指し、積極的に地球温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな経済成長につながるという発想により、経済と環境の好循環を作りだしていくことが重要です。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、戦後の急速な高度経済成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、地縁や血縁といった伝統的なつながりが希薄化してきています。

さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求める中で、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識は低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がないといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

持続可能な地域社会を形成するためには、本市の特性を生かし、子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

(7) 地方創生の推進

地方創生の推進は、人口減少、高齢化社会、都市への人口集中などの課題に対応し、地域が自立的に発展し、持続可能な社会を形成することを目的とした取り組みです。具体的には、地域固有の資源や魅力を活かし、経済活性化、就業機会の創出、子育て支援などを通じて、活力ある地域社会を創出します。

本市では、更なる地域活性化に繋げるため、[※]奄美市総合計画「未来の奄美市づくり計画」で目指す将来像“自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島”を実現するための重点プロジェクトと位置付け、[※]「奄美市『未来づくり』総合戦略 2025」を策定しました。

戦略では『しあわせの島』を実現すべく、計画期間を令和7年度から令和9年度の3年間とし、「社会動態をプラスにする！」「子育て世代を増やす！」「出生数を増やす！」「人口減少に対応できるしまづくり！」の4つを目標に掲げ、数値化しながら様々な施策に取り組んでいきます。

※持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連総会で採択された「[※]持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsを実現するためには、地方自治体及びその地域で活動する多様な主体による積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透を図ることが期待されています。

新型コロナウイルス感染症への対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容を踏まえた政策を検討していく今こそSDGsは一層重要な鍵となり、我々地方自治体においても、様々な地域資源を活用し、多様で独自のSDGsの実現に向けた取組を推進することが期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





奄美版 SDGs（宇宿貝塚史跡公園リニューアルによる SDGs 加速化事業）

奄美の自然と動植物、そしてこの地で暮らす人々が、環境への負荷を抑えながら共生・共栄する縄文の暮らしに学び、世界に誇る自然環境と生物多様性、深い歴史が調和して新たな価値を生み出す環境文化を発信する施設として、「宇宿貝塚史跡公園」のリニューアルを図り、「奄美版 SDGs」の拠点として位置付け、観光・教育・環境の各分野で効果を生む事業を展開していきます。

目標：「世界自然遺産」と「縄文」が織りなす環境文化経済循環都市の実現

AMAMI FUTURE DEVELOPMENT GOALS



3 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

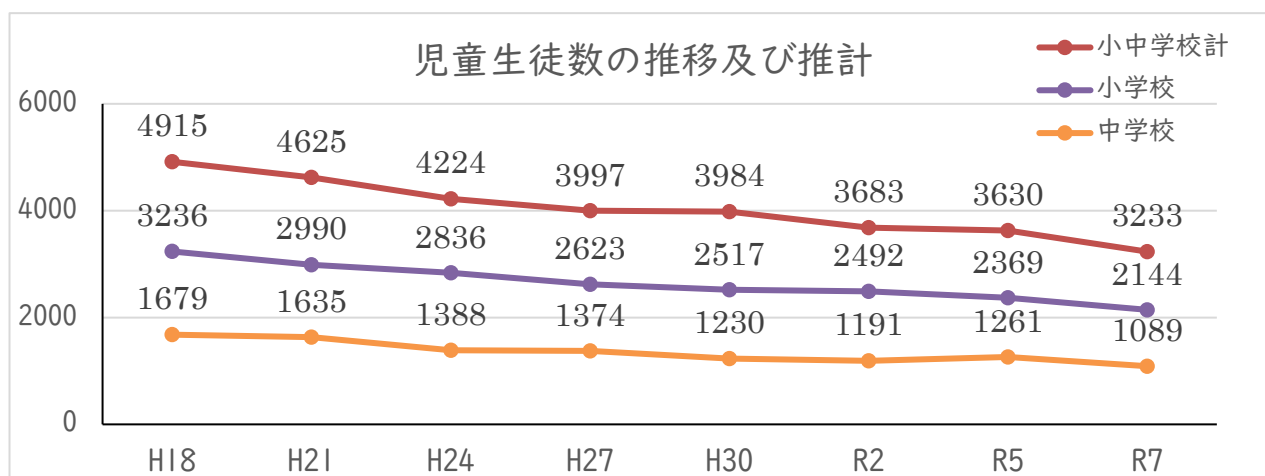
(1) 児童生徒数の減少

本市は、平成18年3月に1市1町1村の合併で誕生し、令和7年度に合併20周年を迎えました。合併時の学校・児童生徒数の状況は、学校数は、33校（うち併設5校）、児童生徒数は、4,915人となっておりますが、令和7年度の児童生徒数は3,233人と少子化が著しく進んでいる状況がみられます。

また、一校当たりの学級数は、国において12学級以上18学級以下とする旨の基準がありますが、本市の小・中学校（小学校21校、中学校12校）のうち、この基準を満たしているのは、小学校4校、中学校2校と小中併設も含め、小規模校が多いという現状にあります。

小規模校では、子ども一人ひとりにきめ細やかな対応が可能な反面、子ども同士が切磋琢磨する機会が少なくなることで、教職員の配置など教育環境が必ずしも十分ではないのではとの指摘もなされています。

このような状況の中で、子どもたちの豊かな情操や社会規範、コミュニケーション力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、学校・地域・行政が一体となった取組や各学校の実情や子どもの実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じた柔軟な教育活動が求められています。



令和7年度 小・中学校の学校規模の状況（特別支援学級含む）（単位：校、％）

区分	1～3学級	4～7学級	8～11学級	12～18学級	19学級以上	計
小学校	13(65.0)	3(15.0)	1(5.0)	2(10.0)	1(5.0)	20
中学校	7(58.3)	4(33.3)	1(8.3)	0	0	12

（資料：学校基本調査 令和7年5月1日現在）

子どもたちが集団の中で、相互に学びあい、支えあい、高めあい、切磋琢磨することを通して知識や技能のみならず、豊かな情操、社会規範、人間関係を築く力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むという学校の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。

このことから、国において、^{*}標準学校規模（学級数）を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化・適正配置が推進されてきました。また、令和3年度から5年間をかけて、小学校の35人学級の実現が図られました。

しかし、国全体としてみた場合、標準規模を大きく下回る学校が相当数存在しており、本市においても小・中学校（小学校21校、中学校12校）のうち、国の基準を満たしているのは、小学校4校、中学校2校という現状です。また、小中併設も含め、小規模校が多いという状況にあり、子ども一人ひとりにきめ細やかな対応が可能な反面、子ども同士が切磋琢磨する機会が少なくなること、教職員の配置など教育環境が必ずしも十分ではないのではとの指摘がなされております。

さらに、地域社会においての人間関係の希薄化や核家族化、共働き・少子化等の家族形態の変化といった背景の中で、家庭や地域が従来の教育力を発揮できない状況にあることから、学校が小規模であることに伴う課題が、これまで以上に表面化しているとの指摘もあります。

一方で、学校は、子どもの教育のための施設であるだけでなく、防災、地域の交流の場等地域コミュニティの拠点としての機能を併せて持っています。

今後も少子化の進展が予想される中、義務教育の機会均等や教育水準の向上の観点から、地域の実情に応じた義務教育のあり方や学校規模の適正化及び小規模校対応など、行政主導でなく、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら、将来にわたって継続的に検討することが求められています。

(2) 学力向上

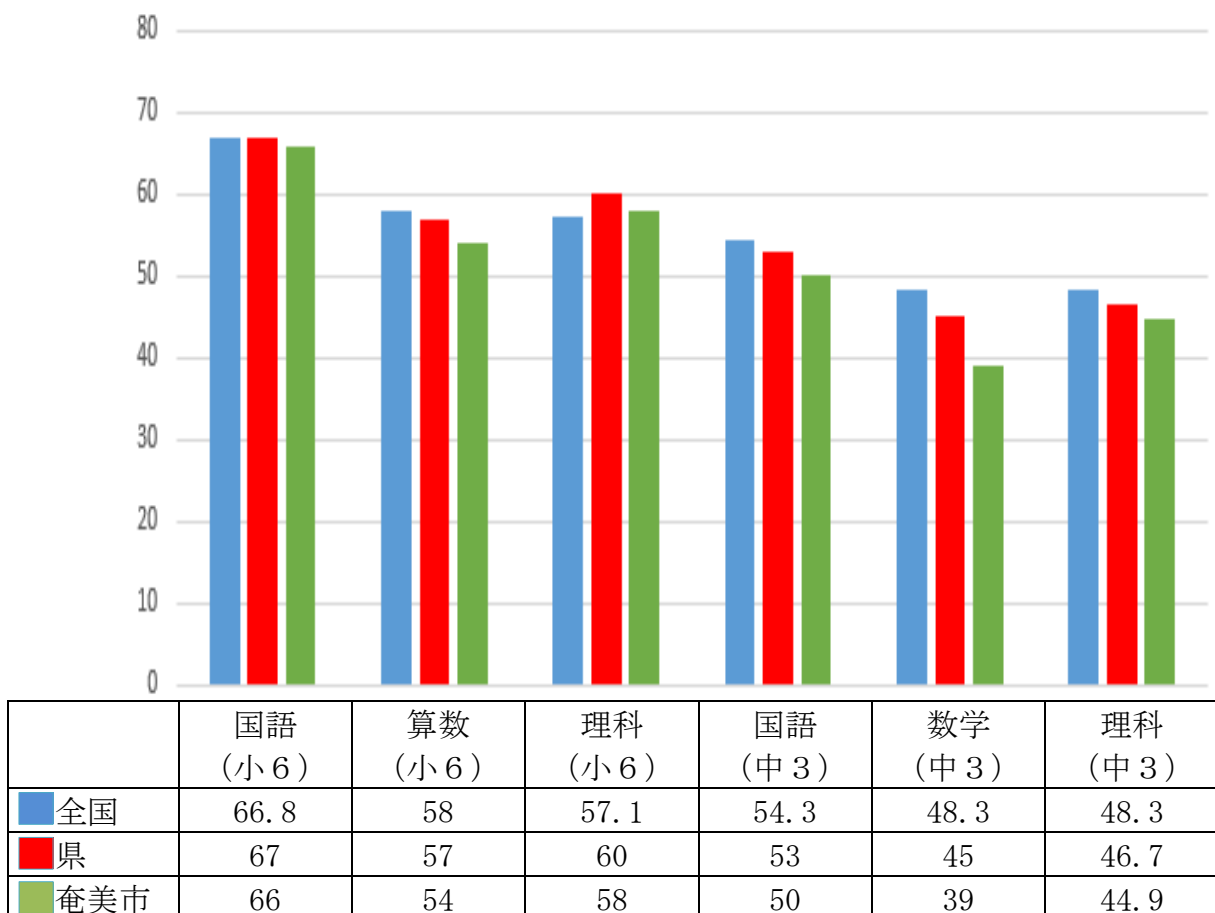
本市の小中学生の学力は、令和7年4月に実施された「[※]全国学力・学習状況調査」によると、小学校6年は、国語・算数ともに県・全国平均を下回りました。令和7年1月に行われた「[※]鹿児島学力・学習状況調査」では、小学5年の国語が、県平均を上回っています。今後も、すべての教科において、基礎的・基本的な知識の定着だけでなく、それらを活用する力の更なる育成が必要です。

中学校3年は、国語・数学・理科ともに県・全国平均を下回りました。一方、令和7年1月に行われた「[※]鹿児島学力・学習状況調査」では、中学1年ではすべての教科、中学2年では国語と英語が県平均を上回っています。

今後は、各学校において、奄美市が策定した「[※]学力向上を目指す授業改善4つの方策」の徹底による教職員の授業改善をより一層図り、子どもの個々の資質・能力を育成すること、思考力・判断力・表現力等を更に高めていくこと、また、「[※]マイゴールチャレンジ」の推進による家庭との連携を図った学習の充実と習慣化に努めることが必要です。

子どもの学力向上には、「主体的・対話的で深い学び」が求められています。そのためには、教員の指導力の向上が必要であり、様々な施策を通じて、教員が教え込む授業から、子どもが自ら考え、自ら学ぶ「学習者主体の授業」への転換などに取り組んでいるところです。

全国・学力学習状況調査（令和7年度）



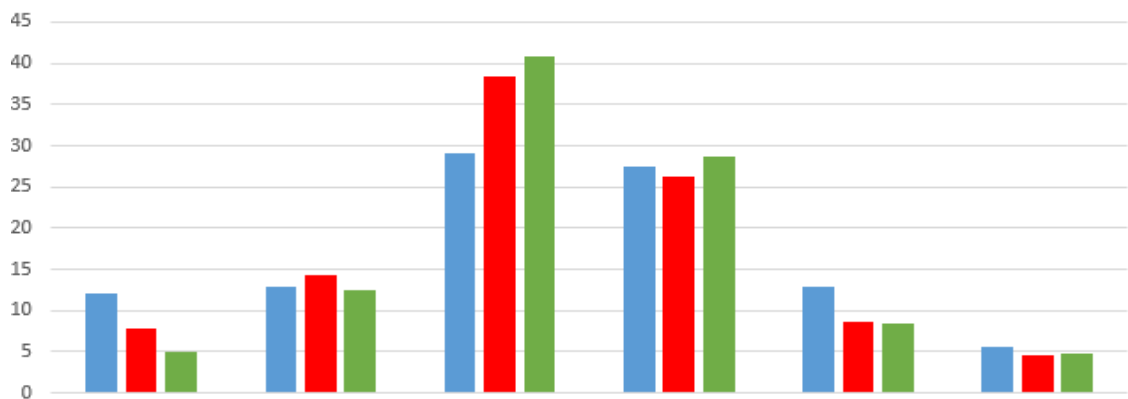
(資料：学校教育課)

令和7年4月に実施された[※]全国学力・学習状況調査によると、「学校外での勉強時間」について、平日の家庭学習時間は、小学生、中学生ともに令和6年度よりも減少しています。また、30分未満、あるいは全くしない子どもの割合は全国平均と比較して低くなっています。

市教育委員会では、「宿題」は学校が子どもに取り組ませるもの、「家庭学習」は、子どもが、自らの課題を解決するために取り組む学習であるととらえています。

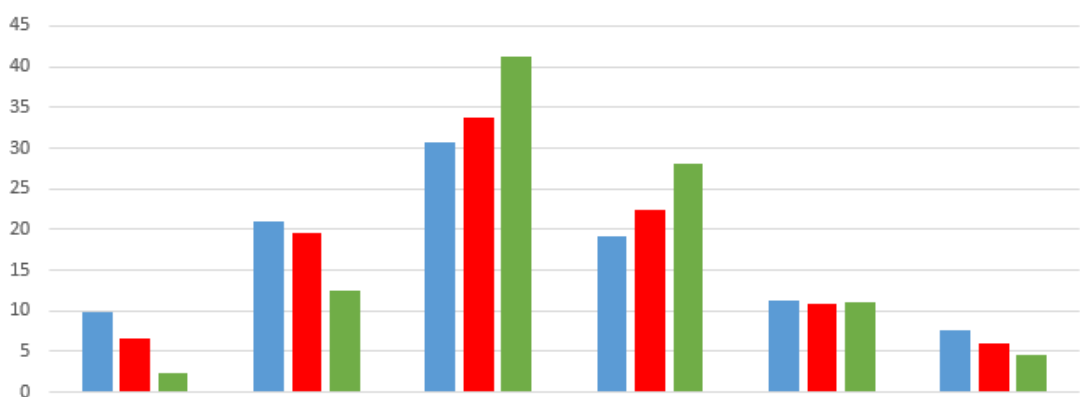
今後は、家庭学習の充実と習慣化の徹底を図るとともに、しっかりと見届けを行い、学力を高める取組をより一層推進することが大切です。

学校以外での勉強時間（小学生・平日）



	3時間以上	2時間以上、3時間未満	1時間以上、2時間未満	30分以上、1時間未満	30分未満	全くしない
■全国	12.1	12.8	29.1	27.4	12.9	5.7
■県	7.8	14.3	38.5	26.2	8.6	4.6
■奄美市	5	12.5	40.8	28.6	8.5	4.7

学校以外での勉強時間（中学生・平日）



	3時間以上	2時間以上、3時間未満	1時間以上、2時間未満	30分以上、1時間未満	30分未満	全くしない
■全国	9.9	20.9	30.8	19.1	11.3	7.7
■県	6.6	19.6	33.8	22.4	10.9	6.1
■奄美市	2.3	12.4	41.2	28	11	4.5

(3) いじめ・不登校の状況

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や子どもの自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。

生徒指導上の課題が深刻になる中、子どもたちの命を守ることが重要であり、全ての子どもたちにとって、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう、学校関係者が一丸となって「支持的風土づくり」を進めていく必要があります。

また、様々な課題を抱える子どもの不安や悩みに適切に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を含めた校内相談体制に加え、教育支援センターやフリースクール等の関係機関と連携した支援を行うことで、子どもの居場所づくりや運営支援を行っていく必要があります。

いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題ととらえ、今後とも全ての学校が、家庭や地域との積極的な連携を強め、「一件でも多く発見し、それらを解消する」という基本認識のもと、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

併せて、学校においては、いじめを生まない環境づくりと子どもがいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められます。

スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴う、ネット依存やSNSの利用によるトラブルなどの課題について、子どもが被害者及び加害者とならないよう、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

不登校児童生徒数の推移

(単位：人)

校種 年度	奄美市				鹿児島県（公立）		
	R 4	R 5	R 6	前年比較	R 4	R 5	前年比較
小学校	1 (0.4)	29 (13.0)	44 (22.8)	+15	1,240 (14.2)	1,610 (18.8)	+370
中学校	10 (8.3)	100 (83.4)	87 (79.9)	-13	2,503 (57.7)	2,960 (68.2)	+457
合計	11 (3.1)	129 (37.3)	131 (41.7)	+2	3,743 (28.6)	4,570 (35.4)	+827

※ ()は1,000人あたりの不登校児童生徒数(不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×1,000)

※ 奄美市は令和5年度に不登校児童生徒のカウント方法を変更

いじめ認知件数の推移

(単位：人)

校種 年度	奄美市				鹿児島県（公立）		
	R 4	R 5	R 6	前年比較	R 4	R 5	前年比較
小学校	433 (183.8)	334 (150.1)	408 (183.1)	+74	7,531 (86.5)	7,515 (87.8)	-16
中学校	191 (158.8)	115 (95.9)	139 (122.7)	+24	2,932 (67.6)	2,840 (65.4)	-92
合計	624 (175.3)	449 (130.0)	547 (162.7)	+98	10,463 (80.2)	10,355 (80.3)	-107

※ ()は1,000人あたりのいじめ認知件数(不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×1,000)

(4) 規範意識

子どもたちに関わる規範やルール等の制定や見直しの過程に子ども自身が関与することは、身近な課題を対話しながら自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があると考えられております。

教育基本法の教育目標には、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記されています。また、学校教育法においても、義務教育の目標として、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記されています。

奄美市ビジョンアンケート結果

(単位：％)

学校のきまりを進んで守ろうとしていますか。

校種 年度	R 4	R 5	R 6
小学校	90	91	90
中学校	95	96	94

※ 肯定的な自己評価の割合

※ 奄美市ビジョンアンケート（小6・中3対象）によると、回答者の90%以上の子どもが「学校の決まりを守っている」と答えています。校内規律に関する指導は、主に校則や学習に関するきまりなど、校内生活を営む上での決まりを守るという指導として行われています。

子どもの発達段階に応じて、自らの意志でなく保護者や教員などからの指導助言によって規範を守り行動することから、自ら規範に従って行動することへと規範意識の醸成を図り、育てていくことが大切です。

また、規範意識が多様化する中で、今後も子どもたちが公共の精神に基づいた豊かな人間性を育むために、幼児期から全教育活動を通じて、子どもが自己決定する機会の設定や規範意識の涵養を図ることが必要です。

(5) 基本的な生活習慣

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

令和7年度の全国学力・学習状況調査結果では、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校で84.0%、中学校で79.7%となっています。

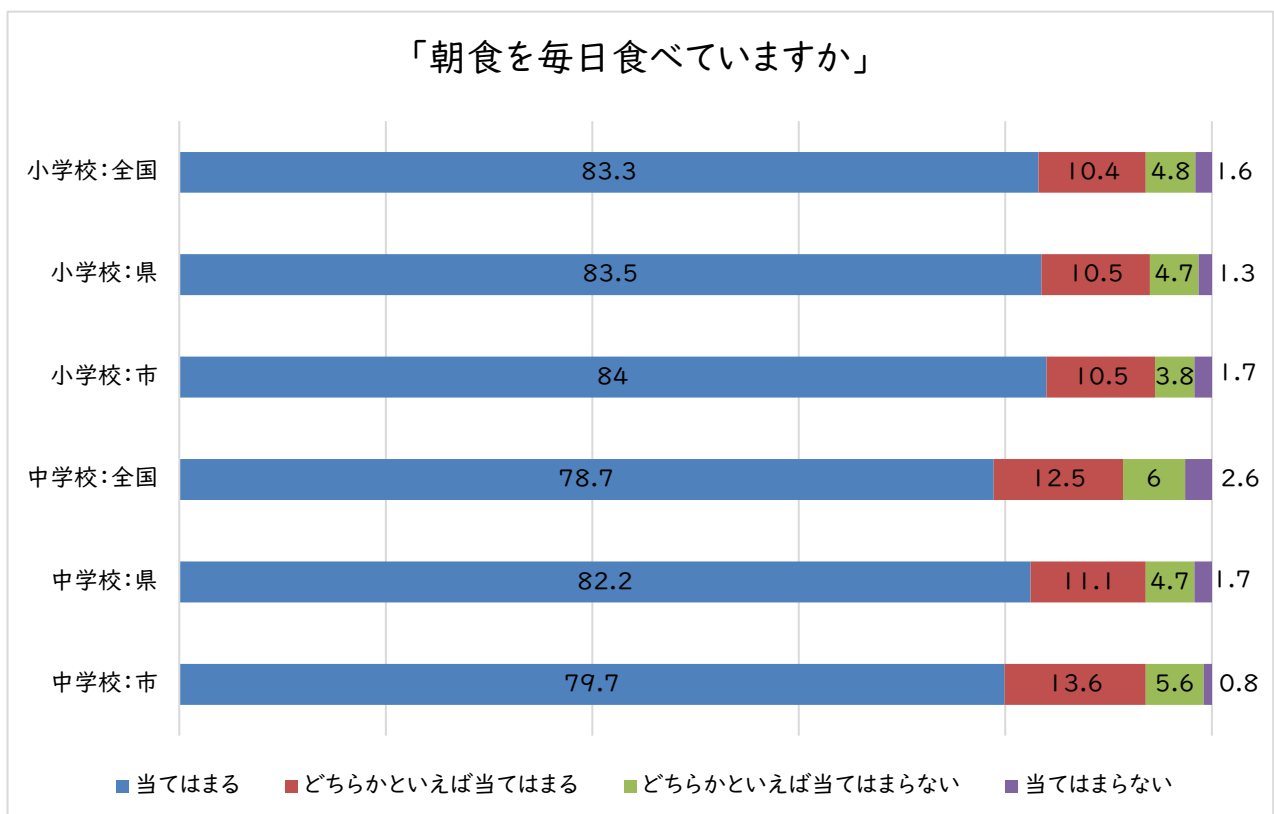
また「毎日同じくらいの時刻に寝る」と回答した割合が、小学校で35.9%、中学校で35.6%、「毎日同じくらいの時刻に起きる」と回答した割合が、小学校で48.7%、中学校で53.1%となっています。

食生活の乱れや子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

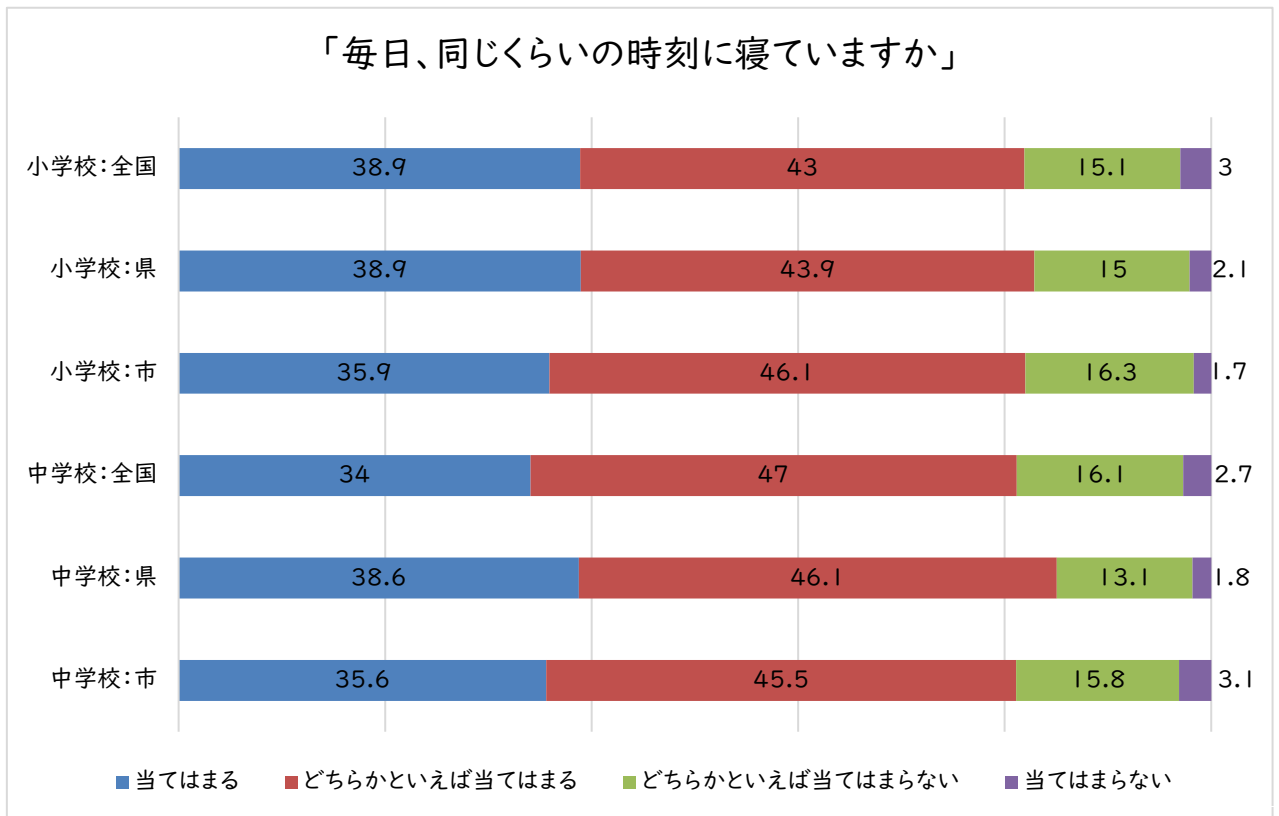
これら基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図る取組を推進する必要があります。

子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習マイゴールチャレンジ」や「早寝・早起き・朝ごはん運動」などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

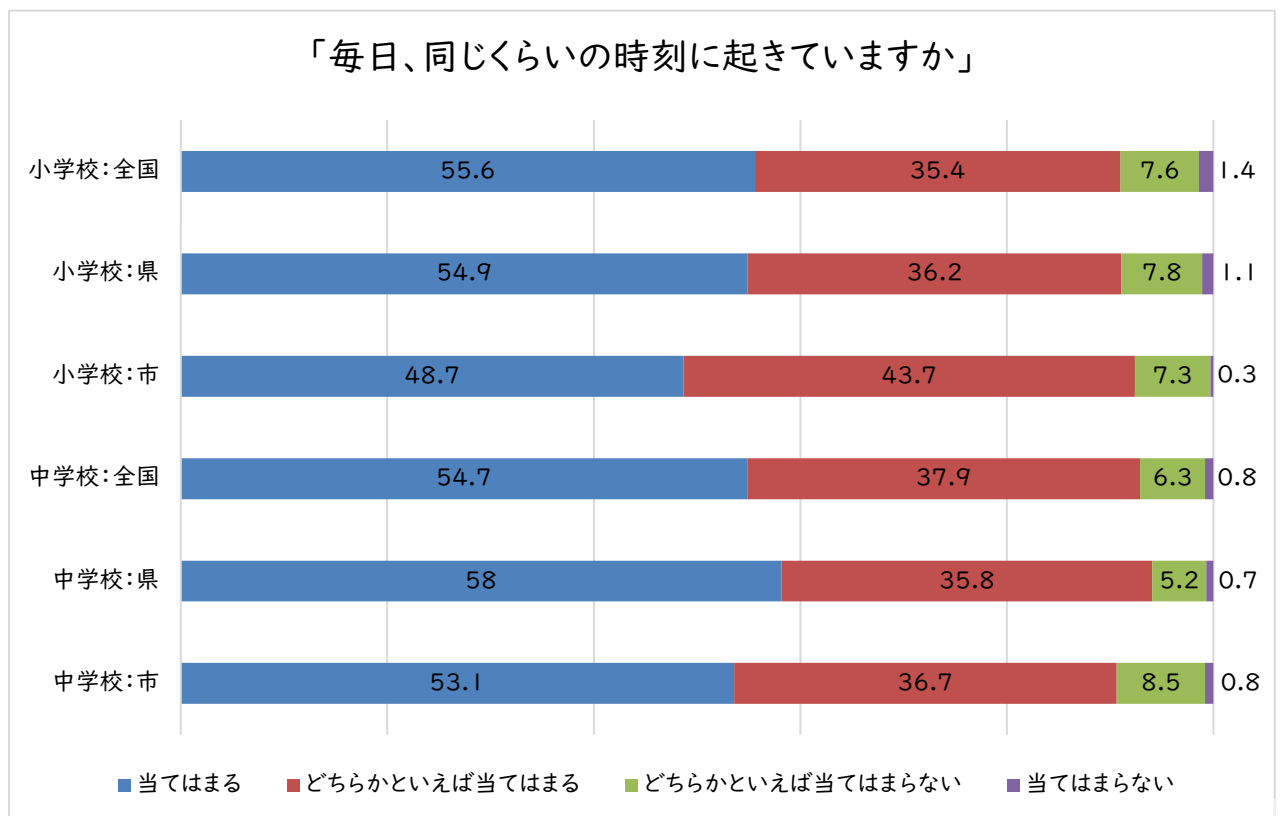
今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で保護者も含めた情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。



資料：令和7年度全国・学力学習状況調査



資料：令和7年度全国・学力学習状況調査



資料：令和7年度全国・学力学習状況調査

(6) 特別支援教育

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われること、障害者差別解消法や医療的ケア児支援法等の改正・成立等も踏まえ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要です。また、インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらのことを踏まえ、我が国では、就学先を決定する仕組みに関する制度の改正とともに、小・中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含む、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の多様な学びの場における指導や支援が行われています。また、障害のある子どもたちの学びの場の選択や柔軟な見直し、特別支援学校の教育課程と幼稚園・小・中・高等学校等の教育課程との連続性の重視、高等学校における通級による指導の制度化など、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を行ってきており、本市においても、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目ない支援の推進などに取り組んでいます。

現在、本市においても、少子化による学齢期の子ども数が減少しているにもかかわらず、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等に伴い、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける子どもや特別支援学級、特別支援学校に在籍する子ども数が増加しています。

このような特別支援教育を巡る全国的な状況の変化や本市の地理的特色を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育体制を更に進展させていくために、引き続き、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。また、就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など、障害のある子どもたちの学びの場の整備、特別支援教育に携わる教師の専門性の向上、1人1台端末等のICT技術の活用、関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備等を進めることにより、全ての子どもたちが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けることが大切です。

【本市の小・中学校における特別支援学級数と在籍者数の推移】(クラス/人)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学 級 数	50 学級	57 学級	55 学級	58 学級	64 学級
在籍者数	208 人	221 人	243 人	251 人	279 人

(7) キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、子どもたちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを理解した上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

子どもたちが将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、夢や希望を持ち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解し、自らの適性について考えさせること、高等学校では、自らの進路について具体的に考え、社会に出ていく準備を行うことなど、発達段階に応じたキャリア教育の充実が必要です。

今後、産業界と連携し、職場体験学習、^{*}インターンシップや外部講師による出前授業等の体験的な学習の取組を推進するとともに、事前・事後の学習を充実させ、その後の学びや将来設計に生かす必要があります。また、「^{*}キャリア・パスポート」を活用し、体系的・系統的なキャリア教育の促進を図ることが必要です。

(8) 体力や運動能力

令和6年度^{*}全国体力・運動能力、運動習慣等調査から、本市の子どもの体力・運動能力の状況は、体力合計点で全国平均と比べると小学校男子はやや低く、中学校男子は低い傾向にあります。女子は、小学校女子はやや高く、中学校女子は高い状況です。

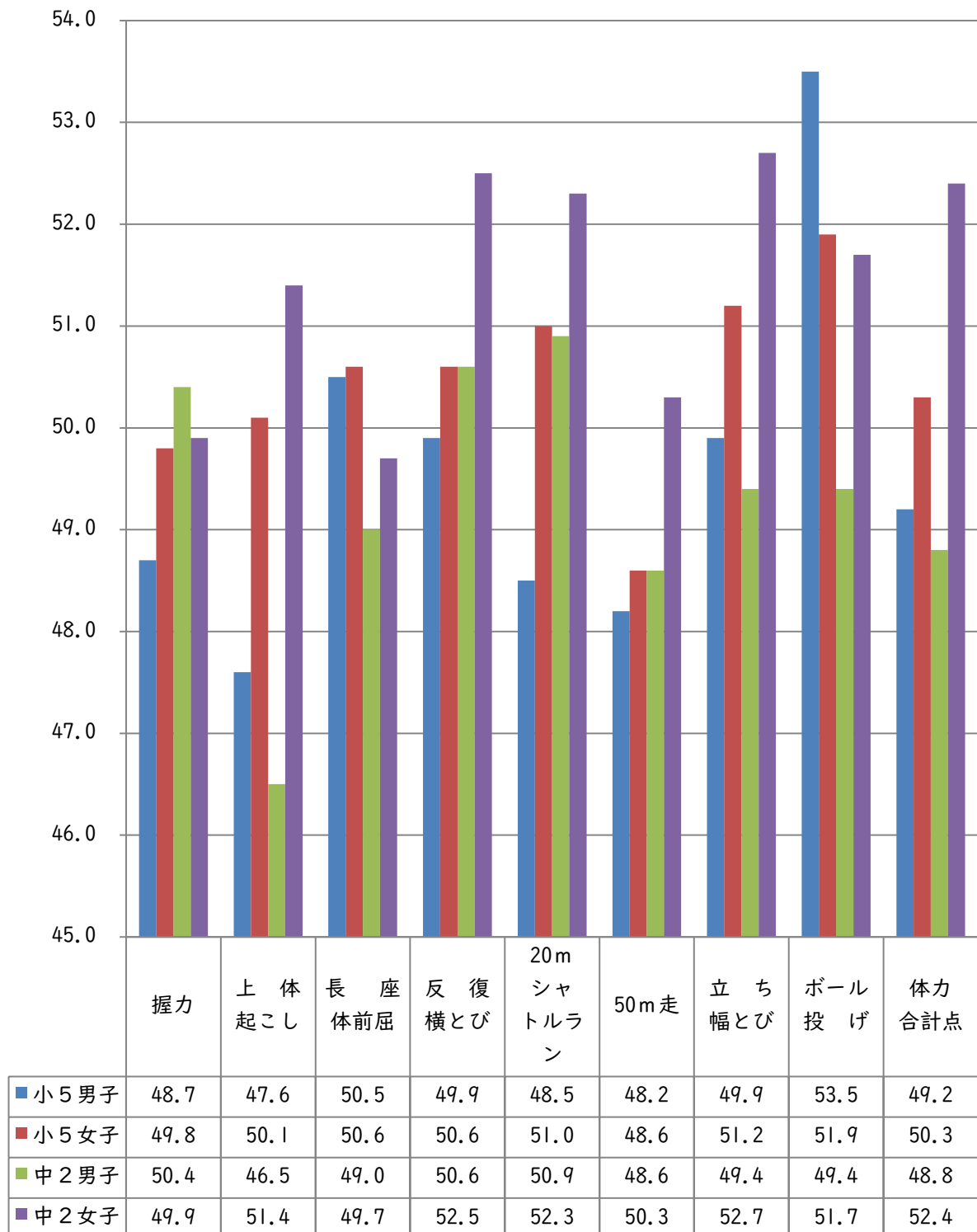
体力要素別にみると、小学校男子は握力、上体起こし、20M シャトルラン、男女共通して50M 走が低く、中学校では、中学校男子は上体起こし、長座体前屈、50M 走、立ち幅とび、ボール投げ、男女共通して長座体前屈の体力要素において劣っています。

また、「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に「好き」「やや好き」と回答する児童は、小学校男子で全国平均を下回っていますが、小学校女子、中学校においては、男女ともに全国平均を上回っています。

このような現状の背景には、スマートフォンやゲームなどに費やす時間の増加や、遊びで体を動かす子どもが減少したことなど、子どもを取り巻く環境の変化が影響していると考えられています。

今後は、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、体育・保健体育の授業を中核として、運動する楽しさや喜びを味わわせ、体力・運動能力、技能を向上させるしかけづくりを行うなど、学校・家庭・地域が連携を図りながら、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の定着に向けて取り組んでいく必要があります。

令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査



全国平均を50とする。(資料：学校教育課)

(9) 安全・安心な教育環境の整備

学校における子どもの安全を守るための体制整備や、子どもが安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

本市では、[※]スクールガードリーダーや[※]スクールガード等の見回り、市内全小・中学校の危機管理マニュアルを基にした体制の確立、各学校における防犯教室や交通安全教室等の実施等により、学校における安全性の向上に取り組んでいます。

今後も、事件・事故、自然災害に対応するため、学校内の施設設備の安全点検や通学路における安全指導の充実と安全点検の取組及び避難訓練など、子どもたちの安全を守るための取組を推進していく必要があります。

また、公立学校施設は、子どもの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要です。

本市の建物構造体の耐震化は完了していますが、建物自体の耐震化だけでなく、屋内運動場等の照明器具、バスケットゴールなどの落下防止対策など非構造部材の耐震化も求められています。

また、学校施設の老朽化が課題となっており、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を図っていく必要があります。



(消防署員による防災訓練)



(災害時における避難訓練)

(10) 家庭・地域の教育力

地域の教育力の低下が指摘される中、多様な家族形態への変化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化することで、子育てに不安を持つ保護者も多く、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、幼児期からの日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

本市においては、子ども会、PTA、地域女性団体等の社会教育関係団体や公民館等が、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指し、地域に根ざした活動を行っています。

これらの団体が行う地域での体験活動は、豊かな情操や規範意識、自己肯定感や協調性、主観的幸福感などの向上に資するものであって、地域の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は、子どもたちの[※]ウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たしています。

近年は、地域学校協働活動の取組により、地域と学校が連携・協働して活動できる体制が構築されてきています。今後は、[※]コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域学校協働活動を更に充実させ、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進する必要があります。

このような中、平成26年4月から施行された、県の家庭教育支援条例に基づき、本市は家庭教育学級において、「家庭学習（子育て）に関する内容」「人権に関する内容」「奄美の自然や文化、伝統芸能等に関する内容（奄美の良さ）」を必ず位置付け、参加者からの要求課題とのバランスを考慮しながら、年間5回以上の実施を目標としています。

さらに、家庭教育支援のため、就園・就学時における子育て講座による学びの推進を図っています。また、PTA活動等において、家庭教育に関する4つの運動（「[※]早寝・早起き・朝ごはん運動」「[※]家庭学習マイゴールチャレンジ」「[※]ともに親しむ読書運動」「[※]シマグチ・シマウタ、美ら島運動」）の推進など、家庭教育力向上に向けた取組を行っています。

今後、さらに、家庭や地域社会が本来の子どもへの教育力を発揮するためには、大人が子どもと共に学び続ける「生涯にわたる教育の実践による人づくり」を目指し、学校・家庭・地域が更なる連携のもとに取り組むことがこれまで以上に必要とされており、地域に開かれ、地域に根ざした教育の推進を図る必要があります。

(II) 子どもたちの文化活動

本市に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土に伝わる教訓等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、[※]シマグチ・[※]シマウタ伝承に向けた活動や音楽・演劇等を鑑賞する機会を設けている学校も多く、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

主な活動として、[※]シマグチによる小中学生の夢の発表や、社会教育関係団体、事業所の取組の紹介など、相互に学び合い、高め合う場としての「[※]奄美市まなびフェスタ」も開催しています。

子どもたちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りをもつ心の醸成や、奄美の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

文化財においては、先人が自然と共生してきた生活文化などを連綿と守り引き継いできた市民共通の貴重な財産であり、地域力の根幹といえます。

先人の足跡を正しく理解し後世に伝えていくとともに、文化財及び文化遺産を活用して市民が郷土の自然・歴史・文化を正しく理解し、文化の薫り高い魅力ある地域づくりを進めることが求められています。

本市は、「[※]宇宿貝塚」、「[※]赤木名城跡」、「[※]小湊フワガネク遺跡」3件の国指定史跡をはじめ、国指定重要文化財の「[※]泉家住宅」(建造物)、「[※]小湊フワガネク遺跡出土品」(考古資料)、県指定史跡「[※]城間トフル墓群」等の多数の国・県・市指定の文化財を有しています。これらの文化財については、奄美市文化財保護審議会等において、保存と活用について対策を講じていますが、史跡指定範囲拡大に向けた地元地権者の理解を得ることや保存のための建造物の修繕、伝統文化継承のための後継者の育成など、いかにして次世代へ継承していくかが課題となっています。

地域力の根幹である文化財・文化遺産に愛着と誇りを持てるよう、積極的な情報発信や看板設置、周辺環境の整備などの普及・啓発活動に努めることが必要です。

伝統芸能・行事や 郷土に伝わる教訓の例	：節田マンカイ、佐仁の八月踊り、コメツキ踊り、ソオ踊り、宇宿稲すり踊り、屋仁の棒踊り、用シュンカネクワ、根瀬部の棒踊り、小湊十五夜綱かつぎ、カネサル祭り、クンチ祭り、悪綱引き、シュトウルクテン、ハマオレ、ムシケラシ、石打ち遊び、六月灯、豊年祭、豊年相撲、シマグチ、シマウタ、八月踊り、シマグチ教訓、「奄美群島日本復帰記念の日」の集いなど。
------------------------	---

「芸術鑑賞事業 こころの劇場」鑑賞者数（直近5年）

年度	鑑賞者数
R 2	中止
R 3	動画配信
R 4	動画配信
R 5	1,078人
R 6	967人

※奄美市及び近隣町村の小学生を対象に無料招待し、一流のミュージカルを鑑賞することで人間愛や友情、
 真実を見ぬく力の大切さを学ぶ機会を提供するもの。 (資料：学び・スポーツ推進課)

国・県指定文化財【令和7年現在】

(単位：件)

	天 然 記 念 物	名 勝	史 跡	重 要 文 化 財	登 録 有 形	無 形 民 俗	有 形 民 俗	有 形
国指定	12		3	2	2	1		
県指定	4		1			2	1	
市指定	6	2	13			4	2	13

(資料：文化財課)

第3章 奄美市教育行政の基本的方向

1 教育の基本理念

本市は「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」という将来像の実現を目指し、すべての市民が身体的・精神的に豊かさと幸福感を感じながら、学び続けられる地域づくりに取り組みます。教育を通じて、子どもから大人まで一人ひとりが自らの良さや可能性に気づき、他者を尊重し、協働して課題を乗り越える力を育むことを目指します。

その実現のため、教育の基本として「感性の教育」と「耐性の教育」との融合に取り組みます。価値あるものを感じ取る「感性」と、困難を乗り越える「耐性」を兼ね備えた「しなやかな心」を育み、変化の激しい時代においても柔軟に課題を解決できる力を育成します。

すなわち、「感性の教育」＋「耐性の教育」＝「心の教育」が、本市が推進する教育の柱です。学校と地域が一体となり、「あまみの子どもたち一人ひとりを光り輝く存在」に育むことを目指し、全力で取り組んでまいります。

また、郷土教育・ふるさと学習を充実させ、奄美の自然・歴史・文化を活用した体験的な学びを通じて、地域に誇りを持てる市民を育成します。子どもたちが将来、島に戻り地域の発展に貢献したいと思えるよう、郷土愛やアイデンティティを育む教育を推進します。

さらに、世代を超えて学びが受け継がれる「学びの循環」を築きます。親から子へ、子から孫へと学びが途切れることなく受け継がれ、時として若い世代が新たな知恵をもたらすことが、持続可能な社会の基盤となります。すべての市民が生涯にわたり学び続け、その成果を分かち合うことで、地域全体で「しあわせの島」の実現を支える力となることを目指します。

2 教育の基本目標

1 感性と耐性を育む「心の教育」の推進

子どもたちが、価値あるものに気づく「感性」と、困難を乗り越える「耐性」を兼ね備えた「しなやかな心」を身につけられるよう、「心の教育」を推進します。変化の激しい時代に柔軟に対応し、他者を尊重しながら協働できる力を養います。

2 学び続ける力の育成「生涯学習・スポーツ」の推進

すべての市民が生涯にわたり学び続け、自らを高めながら社会に貢献できるよう支援します。学びやスポーツ・文化活動を通じて心身の健康を育み、その成果を地域で共有し合うことで、共に成長する地域づくりを進めます。世代や立場を超えて互いに学び合うことで、多様性を尊重しながら、共により良い未来を築く力を育みます。

3 郷土への誇りと愛着「奄美の自然・歴史・文化」を活かす教育

世界自然遺産に登録された奄美の豊かな自然や歴史、文化を学びに取り入れ、体験的な活動を通じて郷土愛と地域への誇り（シビックプライド）^{*}を育みます。

子どもたちが地域（シマ）で学び、その魅力や人とのつながりを深く感じることで、将来、再び郷土に携わり、地域社会に貢献できる人材へと導きます。

4 多様な学びを支える教育環境の整備

不登校や多様な学びのニーズに対応し、誰一人取り残さない教育環境を整えます。学校体育の充実とともに、部活動の地域展開を進め、地域スポーツの振興を図ります。さらに、学校の再編や小規模校の活性化など、地域の実情に応じた教育体制を構築するとともに、教員の資質・指導力の向上を図り、地域の協力を得ながら、安心して学べる学校づくりを進めます。

5 学びの循環 - 世代を超えた知恵の継承 -

親から子へ、子から孫へと学びが連なり、若い世代からも新たな知恵がもたらされる「学びの循環」を築きます。世代を超えて学びを伝え合い、持続可能な社会の基盤を支えることで、「しあわせの島」の実現を共に担う力を養います。

「 地域（シマ）で教え 地域（シマ）に学ぶ

学びの循環 」

3 教育の基本方針

地域（シマ）に根ざしたふるさと教育 ～あまみの子どもたちを光に～



「ふるさと教育」とは、本市の恵まれた自然や教育的風土を学び、自分が生まれ、育った郷土のよさを実感し、郷土を愛し、郷土の伝統・文化に誇りをもつ子どもを育成することである。さらに、他者との調和を求めながら、思考し、判断し、行動していく能力、また、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心、郷土を愛する心など時代を超えても変わらない価値ある心情を育むものである。あわせて、科学技術の発達や国際化・情報化・少子化・高齢化など社会の変化に主体的に対応していける能力を育成し、大いなる可能性をもつ「あまみの子どもたち」一人ひとりを「光」輝く存在に育成するものである。

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

基本目標「^{シマ}地域で教え ^{シマ}地域に学ぶ 学びの循環」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切に
する心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視される
ものです。

(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成

これからの時代は、社会の変化に受け身で対処する姿勢のままでは、対応が難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要（「流行」）があります。

そのためには、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していきます。

(3) 生涯を通じて一人ひとりが幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

一人ひとりが幸せや生きがいを感じることをできるようにするためには、誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また、子どもたちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築くことができ、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切です。

(4) 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働

学校は、一人ひとりの個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、子どもたちの能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

学校、家庭、地域等それぞれの本市教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、連携や協働を図りながら施策を推進します。

(5) 郷土の教育的伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があります。また、豊かな自然、^{*}シマグチ・^{*}シマウタ・^{*}八月踊り・^{*}六調などの伝統文化など、奄美ならではの教育的資源も豊富であり、「子どもはシマ（地域・集落）の宝」とし、地域全体で子どもたちを育てる「^{*}結の精神」も残っています。

先人が守り残したシマの宝を、未来に向け継承を図っていきます。

(6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタルイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタルライゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「^{*}デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、^{*}GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめ^{*}ICT環境整備が進展してきたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、^{*}ICTを効果的に活用した探究的な学びなどの第3段階を目指します。

2 本市教育施策の方向性

「Ⅰ 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

Ⅰ お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

Ⅱ 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズ[※]に応じる特別支援教育を推進します。

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、今後においても、学校と地域が相互にかかわり合い、地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域が担う役割は大きいものがあります。地域の方々との触れ合いを大切にしながら郷土のことを学び、自然や文化、歴史を誇りに思い、いつまでも守り続けたいと思う気持ちを持つ子どもたちを育成するため、今後も、地域において子どもたちを守り育てるための取組を推進します。

V 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まですべての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の^{かんよう}涵養に必要なものです。

基本目標と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

【基本目標】 地域（シマ）で教え、地域（シマ）に学ぶ、学びの循環

【基本方針】 地域（シマ）に根ざしたふるさと教育

～あまみの子どもたちを光に～

今後5年間に取り組む施策

【本市教育の取組における視点】

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成
- 3 生涯を通じて一人ひとりが幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり
- 4 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働
- 5 郷土の教育的伝統や風土の活用と未来への継承
- 6 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

【本市教育施策の方向性】

I
お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

II
未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

III
信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

IV
地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

V
生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ①道徳教育の充実
- ②生徒指導の充実
- ③人権教育の充実
- ④体験活動の充実
- ⑤子どもの読書活動の推進
- ⑥文化活動の推進
- ⑦食育の推進
- ⑧体力・運動能力の向上
- ⑨健康教育の充実

- ①確かな学力の育成
- ②特別支援教育の推進
- ③キャリア教育の推進
- ④産業教育の推進
- ⑤幼児教育の充実
- ⑥郷土教育の推進
- ⑦教育の情報化の推進
- ⑧国際理解教育の充実
- ⑨消費者教育の充実
- ⑩主権者教育の充実
- ⑪社会の変化に対応した教育の推進
- （ア）環境教育
- （イ）福祉教育・ボランティア活動

- ①開かれた学校づくり
- ②学校運営の充実
- ③学校における働き方改革の推進
- ④へき地・小規模校教育の振興
- ⑤教職員の資質向上
- ⑥安全・安心な学校づくり
- ⑦「学びのセーフティネット」の充実

- ①地域を支える次世代の人づくり
- ②地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ③家庭教育支援の充実

- ①生涯学習環境の充実
- ②生涯スポーツの推進
- ③競技スポーツの推進
- ④文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実
- ⑤地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用
- ⑥文化財の保存・活用

3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 子どもの読書活動の推進
- ⑥ 文化活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の育成
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 産業教育の推進
- ⑤ 幼児教育の充実
- ⑥ 郷土教育の推進
- ⑦ 教育の情報化の推進
- ⑧ 国際理解教育の充実
- ⑨ 消費者教育の充実
- ⑩ 主権者教育の充実
- ⑪ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 学校における働き方改革の推進
- ④ へき地・小規模校教育の振興
- ⑤ 教職員の資質向上
- ⑥ 安全・安心な学校づくり
- ⑦ 「学びのセーフティネット」の充実

Ⅳ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域を支える次世代の人づくり
- ② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ③ 家庭教育支援の充実

Ⅴ 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実
- ⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用
- ⑥ 文化財の保存・活用

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

I - ① 道徳教育の充実

【1 現状と課題】

- 子どもたちの道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子どもの最善の利益の実現とウェルビーイングの向上を図るとともに、人格形成の根幹を育み、民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を築くことが重要です。
- 令和6年度「奄美市ビジョンアンケート」の結果によると、「家族や近所の人困っていたら進んで助けていますか。」「学校の決まりやマナーを守っていますか。」などの生活面に関するアンケートでは、小・中学校ともに質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合が高くなっています。
- 道徳が教科化され、各学校では、道徳教育全体計画の策定や道徳教育推進教師の指名など、教育活動全体での取組が充実するとともに、「特別の教科 道徳」の考えが浸透し、授業では「考え、議論する」姿が見られるなど、教職員の指導力向上の成果が表れています。また、社会全体で児童生徒の道徳性を高める取組が推進され、保護者や地域の関心も高まっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 子どもたちの道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育みます。
- 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進します。
- 更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、関係機関と連携し、研修の場の提供に努めます。
- いじめ問題への対応や「考え、議論する道徳」の実現のために、教材の開発や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め、子どもたちの道徳性を養う取組が社会全体で進められるように努めます。
- 情操教育の推進を図り、郷土を愛し、誇りに思う児童生徒の育成に努めます。令和6年度「奄美市ビジョンアンケート」の結果によると、「奄美のことが好きですか。」のアンケートでは、肯定的な意見が95%と高い結果でした。

【3 主な取組】

- 道徳教育及びその要となる「特別の教科 道徳」の充実を図るために、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 一人ひとりの教職員が道徳教育の重要性を認識するとともに、「特別の教科 道徳」において「考え、議論する道徳」への転換が図られる授業改善や児童生徒のよさを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の充実を図るとともに、その活用を促すことや、各地域で伝統的に引き継がれてきた文化や芸能なども活用し、道徳教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道徳」と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実を図ります。
- 子どもたちの道徳性を社会全体で育むため、家庭や地域社会の道徳科授業への積極的な参加や協力を得られるよう、実践事例を提供します。
- 青少年育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道徳性育成のための方向性の共有化を図ります。
- 「[※]地域とともに花いっぱい活動」へ積極的に取り組みます。
- 全小・中学校への[※]シマグチカルタや[※]島口教訓カレンダーの配付と活用の推進を図ります。
- 「[※]心の教育の日」を設定します。
- 「『[※]あまみっ子』すこやかプログラム」を活用した[※]構成的グループエンカウンター[※]の推進及び教職員を対象とした研修会の充実を図ります。
- 指導主事等の道徳の授業への積極的参加による指導・助言を行います。



I-② 生徒指導の充実

【1 現状と課題】

- 不登校及びその傾向にある児童生徒が微増し、県平均と比較しても本市の不登校の在籍率は高くなっています。また、いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン及び携帯電話に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 奄美市ビジョンアンケート（市内小学校6年生全員、中学校3年生全員）の結果を見ると、「生活面」における児童生徒の状況は、概ね良好であるが、「自分のことについて」に関する状況は、改善されつつありながらも「自分のことが好きですか。」「自分に良いところがあると思いますか。」という質問に対して小・中学生ともに毎年、低い結果が出ています。
- 令和6年度「いじめの問題等に関する実態調査」の結果によると、本市のいじめの認知件数は、小学校408件、中学校139件であり、ほとんどの発見は各学校で行う「いじめアンケート」からです。
- 月例報告などから見ると、不登校の改善については、大きな課題の一つです。令和6年度の不登校児童生徒は、小学校は44名、中学校は87名でした。長期欠席者数は小学校で105名、中学校で125名であり、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、一人ひとりの実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等と連携した「チーム学校」としての取組を一層充実することが必要です。
- 小・中・高校生の自殺者数は増加傾向であり、「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育を進めるとともに、教職員一人ひとりが児童生徒の心の叫びを受け止める力を高め、学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織的な体制づくりを進めることが必要です。
インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。
- 平成27年11月の生徒自死事案を受けて、再発防止対策検討委員会では、第三者調査委員会報告書をもとに、二度と子どもの尊い命を失うことがないように「生徒指導ハンドブック」を令和3年2月に策定しました。今後、各学校での活用を図り、子どもが安心して学ぶことができる学校づくりを目指していくことが大切です。



【2 これからの施策の方向性】

生徒指導は、子どもたち一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としています。この目的を達成するために、子どもたち一人ひとりが自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち「自己指導能力」を身に付けられるように努め、ウェルビーイングの向上を図ります。

- 生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、すべての子どもたちを対象に、自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにかそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを行います。
- すべての子どもたちにとって、安心して学べる場所になるよう、魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 学校生活アンケート等のアセスメントツールを活用し、問題行動等の早期発見に努めます。
- 生徒指導に関する教職員の資質向上を図るとともに、学校の生徒指導体制を充実させ、全教職員が一体となった「チーム学校」としての生徒指導に努めます。また、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- 子どもたちの様々な悩みや課題に対応するため、ふれあい教室（教育支援センター）やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市福祉政策課等の関係機関と連携を図りながら専門的な知見に基づく組織的な教育相談体制の充実に努めます。
- いじめについては、「1件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である。」という基本的な認識の下、いじめの積極的な認知、早期対応に努めます。
- SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、子どもたちが被害者及び加害者とならないよう、情報モラルに関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 学校が子どもたちにとって安全・安心な居場所となるため、生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受への配慮、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、「魅力ある学校づくり」の取組を推進します。
- 生徒指導に関する研修の充実に図り、いじめの積極的な認知や不登校の未然防止、早期対応が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組むとともに、管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、発達支持的生徒指導を推進します。
- アセスメントツールである「学校生活アンケート」や「学校楽しいーと」の調査を促進し、子どもたちが抱える課題の早期発見や、教職員の情報の共有化、調査内容の蓄積等、効果的な活用の推進に努めます。
- 不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校児童生徒への支援を推進します。相談窓口やふれあい教室（教育支援センター）、フリースクール等の民間団体についての情報を提供し、保護者や関係機関等と連携した個別指導、家庭訪問、体験活動の機会を提供することなどにより、子どもたちが自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように、組織的・継続的な支援に努めます。

- 子どもたちに対する「SOS の出し方に関する教育」及び教職員等に対する「[※]ゲートキーパー養成研修(SOS の受け止め方)」を含む自殺予防教育のさらなる充実を図ります。
- 子ども一人ひとりの心や体調の変化の早期発見、教育支援のきっかけづくりのために、1人1台端末を活用した毎日の健康観察等の取組を推進します。
- [※]SNS を巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため、子どもたちへの指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、子どもたちが被害者及び加害者とならないよう、[※]情報モラル教育の推進に努めます。
- 教職員による不適切な指導等の根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実に努めます。
- 『[※]あまみっ子』すこやかプログラム』（各学年6時間）について特別活動等の年間計画への位置付けを行い、実施します。
- いじめ・ネットいじめの早期発見、早期解決のための対応と支援（教育相談・無記名アンケート相談箱の活用）を推進します。
- 「[※]あまみっ子」ジョイントプランを実施し、積極的に推進します。
- 日常的な小中交流を推進（授業参観、給食交流など）します。
- ふれあい教室（[※]教育支援センター）の充実と教育相談員の配置及び住用・笠利地域における教育相談員を配置して、教育相談態勢を充実させます。
- 関係機関（奄美警察署、市福祉政策課、NPO 法人ゆずり葉の郷、大島児童相談所、チャレンジドサポート奄美等）と積極的に連携します。
- 自尊感情を育むために、子どもたちの作品を称賛する取組を推進します。
- 二者面談など教育相談日の計画的な設定と確実な実施に努めます。
- 第三者調査委員会報告書及び生徒指導ハンドブックの活用を推進します。



I - ③ 人権教育の充実

【1 現状と課題】

- 「人権教育はすべての教育の基本」との認識の下、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる子どもたちを育成することを進めています。
- 職員一人ひとりが人権教育の環境そのものであるという自覚と使命感をもち、全職員が一丸となって、Mom（「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」）の基本姿勢で子どもたちと適切に関わりながら、自己実現を目指した学校づくりに取り組んでいます。
- 市人権同和教育研修会における指導の充実を図り、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- いじめや虐待といった子どもの人権に関する問題やインターネットやスマートフォン、携帯電話等による人権侵害など、様々な人権問題が発生しており、学校と行政が連携し、対応を図っていく必要があります。
- 人権教育・啓発については、関係法令等の趣旨を踏まえ、様々な人権課題に対する取組を一層充実させることが必要です。さらに、いじめや児童虐待といった子どもの命に関わる課題に対しても、子どもの人権の観点から対応する必要があります。
- いじめや不登校等の問題や性的マイノリティへの対応等、子どもたちの人権に関する様々な課題解決に資するため、学校、家庭、地域が一体となって、自尊感情の育成や人間関係づくり等に取り組むことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者の[※]ウェルビーイングを思いやることのできる学校づくりを推進するために、すべての教育活動を通じて、子どもたちの人権尊重の精神の高揚を図ります。
- 複雑化・多様化する人権課題へ対応するため、教職員等の更なる人権意識の高揚と資質の向上を図ります。
- 「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」を踏まえ、子どもたちの権利等の理解促進や人権教育の推進、子どもたちが安心して学べる環境づくりなど、子どもたちの権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組みます。
- 「[※]鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、市町村教育委員会等との一層の連携の下、すべての学校及び地域において地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組み、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進めます。
- 学校、家庭、地域等との緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 人権教育の全体計画・年間指導計画や共通実践事項等に基づいた実践について、日常的に点検・評価を行うことにより、人権教育の充実に努めます。
- 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることに対応した、各種研修の充実や人権教育資料等の活用を通し、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 子どもたち一人ひとりが、自分のよさや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 保護者や社会教育関係団体等の指導者への研修会を通じて、人権についての学びの場を提供し、人権意識の高揚と資質の向上を図るとともに、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりに努めます。
- 各種研修会等を通して、子どもたちの自尊感情の育成と人間関係づくりに向けた指導内容・方法の工夫・改善を図るとともに、人権教育の指導者の育成に努めます。
- 学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実に努めます。
- 奄美市人権同和教育研修会の充実に努めます。
- 管理職研修会や生徒指導主任等研修会におけるスマートフォンや携帯電話等の使用に関する講師を招聘した講話の実施に努めます。
- いじめ・ネットいじめの早期発見、早期解決のための対応と支援（教育相談・無記名アンケート相談箱の活用）に努めます。
- 「[※]地域とともに花いっぱい活動」に積極的に取り組みます。
- 「『[※]あまみっ子』すこやかプログラム」を活用した構成的[※]グループエンカウンター[※]の推進を図ります。



I - ④ 体験活動の充実

【1 現状と課題】

- 本市の恵まれた自然や教育的風土を生かし、地域に開かれ、地域に根ざしたふるさと教育を推進して、シマグチ伝承の推進や生まれ育った奄美に誇りをもつ児童生徒の育成を図ります。
- 様々な体験活動は、子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりしながら、一人ひとりが自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して成し遂げる力などの非認知能力を育む有効な機会です。
- 発展する情報化社会の中で、バーチャルな世界を通じた間接的な体験が増加しており、自然や文化等と直接ふれあう体験が減少する傾向にあります。今後、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を活かして、地域・家庭と連携・協働し、体験活動の機会を確保していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 体験活動は人づくりの“原点”であり、自己肯定感や協調性などを育みます。これが、ウェルビーイングの向上に資するものであるとの認識の下、地域の特色を生かし、発達の段階に応じた効果的な体験活動を一層推進します。
- 学習指導要領においても、体験活動を重視することが述べられており、今後も学校における体験活動の充実に努めます。
- 小規模校が多い本市において、小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かし、地域と連携した特色ある教育活動を推進します。
- 関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験などを推進します。

【3 主な取組】

- 小・中学校において、関係機関との連携を図り、様々な体験活動を推進するとともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通じた活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実にを行うなどの改善・充実に努めます。
- 「『あまみっ子』すこやかプログラム」(各学年6時間)の特別活動等の年間計画への位置付けを行い、実施に取り組んでいきます。
- 「奄美市中学生ひかり議会」を開催します。

I - ⑤ 子どもの読書活動の推進

【1 現状と課題】

- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 奄美市でも、「奄美市子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に読書活動推進に取り組んでいます。
- すべての小・中学校等で全校一斉の読書活動（朝読書を含む）が取り組まれており、1か月の読書量は、全国平均並みとなっています。しかし、SNS等の普及により読書離れの傾向が見られ、学校司書の資質向上の機会を増やすことなどが課題とされています。
- 子どもの読書活動の一層の推進に向け、令和5年3月に策定された国の「子どもの読書の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」を基本とし、県の第4次計画期間の取組の成果と課題を踏まえて、「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定しました。それを受け、奄美市でも第5次子ども読書活動推進計画を策定しました。

【2 これからの施策の方向性】

- 第5次奄美市子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校が連携した取組を推進し、引続き、乳幼児から高校生までを対象とした「1日20分読書」運動を展開します。
- 「不読率の低減」「子どもの視点に立った読書活動の推進」等を基本的方針とし、読書活動を推進します。
- 多様な子どもの読書活動の推進のため、教師や学校司書等と保護者の連携・協力を進めるとともに、個別最適な読書環境実現のため、読書活動に携わる人材の資質の向上に努めます。
- 子どもの自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学習センターや情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。
- 教師、学校司書等の関係者と保護者の連携・協力を進め、多様な子どもたちの個別最適な読書環境実現に向け、読書活動に携わる人材の資質・能力等向上を図るための継続的・計画的な研修を実施します。

【3 主な取組】

- 第5次奄美市子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校が連携した取組を推進します。
- 学校においては、読書への関心を高めるために、計画的に「読み聞かせ」や「書評合戦（ビブリオバトル）」等の読書活動の取組を充実させます。その際、子ども主体の取組となるよう図書委員等の活動を促します。

I - ⑥ 文化活動の推進

【1 現状と課題】

- 個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み出した精神に学び、継承し発展させることも必要です。また、国際社会で主体的に生きていくためには、我が国や地域の伝統や文化についての理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。さらに、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子どもの文化活動を推進し、[※]ウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- 多くの学校では、学校行事等において、[※]シマグチ・[※]シマウタ・[※]八月踊り・[※]六調などへの取組の機会を設けています。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。
- 地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくりを推進します。
- ふるさと学習を積極的に推進します。

【3 主な取組】

- [※]学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において我が国の伝統や文化芸術の理解に係る取組を推進します。
- 総合的な学習の時間を中心として、「[※]あまみっ子」ふるさと学習を積極的に推進します。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される企画展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。
- 世界自然遺産に登録された奄美大島の自然・歴史・文化を学ぶ講座を開催します。
- 学校における働き方改革を踏まえた学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けて、関係部局、関係機関等と連携を図りながら、よりよい在り方を模索していきます。



I - ⑦ 食育の推進

【1 現状と課題】

- 生活習慣病増加の課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ、食に関する指導の充実を図り、食育を推進することが大切です。
- 本市では食育推進会議を開催し、食育を推進するための講話や研修会を実施しています。食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進するために、家庭、地域、関係機関と連携を深めていく必要があります。
- 学校給食における地場産物の活用状況は、令和6年度は重量ベースで63.9%であり、毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などの取組等を通して、県内産食材の活用促進を図っているところです。
- 現在、ほぼすべての学校において、栄養教諭が「食に関する指導」に参画しており、食に関する指導の成果指標を設定している学校の割合も増加しています。食に関する指導の全体計画に基づいた指導を推進するために、各学校に応じた体制づくりについて個別に指導し、今後も「学校給食を活用した食に関する指導の充実」を図る必要があります。
- 「第4次かごしま“食”交流推進計画」の方向性を踏まえ、朝食の摂取率の向上や、学校給食における地場産物の活用を推進する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 「第4次かごしま“食”交流推進計画」に基づいて、関係部局等と連携し、子どもたちに健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校における食育をより効果的に推進するために、引き続き学校、家庭、地域の連携・協力による食育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や成果指標に基づき、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」の充実を図ります。また、栄養教諭を中核として、学校給食を活用しながら、栄養バランスや食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの食に関わる資質・能力の育成を図ります。
- 学校給食において、安全・安心な食材の使用や地場産物の積極的な活用を進めるため、関係機関と連携を図るとともに、引き続き、地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の活用を推進します。
- 本市の「食と農の総合戦略」を踏まえ、子どもたちの食に関する知識や関心を高めるとともに食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方などについての研修会や大会をとおして、広報・啓発に努めます。
- 安全な学校給食の充実を図るために、食物アレルギーの把握に努めるとともに、関係機関とスムーズな対応ができるように連携していきます。

I - ⑧ 体力・運動能力の向上

【1 現状と課題】

- 体力・運動能力の向上に当たっては、教科体育の充実を図ることはもとより、生涯にわたって運動に親しむ習慣を育むことが必要です。そのために、教科体育を中核として、授業の充実を図るとともに、運動の特性に十分に触れさせ、興味関心を高めるための機会の創出を図っているところです。
- 学校体育に関する研修の充実や体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を活用した年2回の体力向上推進会議を開催することで、PDCA サイクルによる体力向上の取組が実践されております。また、「一校一運動」の実施率は100%で、各校の実態に応じた一運動の見直しも図られております。
- 体育授業の意識調査によると、体育授業を「あまり楽しくない」、「楽しくない」と回答した児童生徒が一定数いることから、教員の指導力の向上を図るための研修の充実、体育授業における外部指導者の活用を進めていく必要があります。
- 児童生徒の体力・運動能力等の状況調査においては、体力合計点は、女子は全国平均を上回っていますが、男子は全国平均に満たない状況です。運動時間の状況は、県や全国よりも若干多い状況にありますが、運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が見られるため、今後も、運動を行うための機会を確保していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、学校・家庭・地域が連携を図りながら、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の定着に努めます。
- 体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を活用することにより、子どもたちの体力向上の取組を推進します。
- 体育・保健体育の授業を中核として、運動する楽しさや喜びを味わせたり、体力・運動能力、技能を向上させるために、各種研修の充実や実践研究の推進を図りながら、教員の指導力の向上に努めます。
- 生徒の発達段階やニーズを踏まえたスポーツ環境の整備を目指して、関係部局、関係機関等と連携を図りながら、学校・地域の実情に応じた運動部活動の改革に努めていきます。

【3 主な取組】

- 「主体的・対話的で深い学び」がある体育授業を実践するために、課題解決的な学習の充実を図る中で、ICT機器の活用やペア・グループ学習などの相互支援活動を充実させるなど、体育授業の改善を図ります。
- 幼児期から運動に親しむ習慣を育み、小学校の取組に繋げるために、各種研修会等において「幼児期運動指針」を活用し、幼小連携の在り方について周知を図ります。
- 運動することの楽しさや喜びを味わわせ、体力・運動能力の向上を図るために、体力・運動能力調査の結果の活用と、「一校一運動」、「体力アップ! チャレンジかごしま」等への取組の充実・改善を図ります。

- 各学校で体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を分析し、体力向上についての全体計画を作成するなどして、体力向上の取組を推進します。
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の構築のために、関係部局、関係機関等と連携を図りながら、「奄美市中学校部活動地域展開推進会議」における議論を踏まえて、学校・地域の実情に応じた運動部活動の地域展開の実現に向けて取り組みます。



I - ⑨ 健康教育の充実

【1 現状と課題】

- 現在の子どもたちには、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性に関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用、メンタルヘルスの問題など、多様な健康課題が生じています。このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。
- 令和6年度の学校保健統計調査によると、むし歯のない生徒（中1）の割合は、市：37.3% 全国：74.9%、県：60.0%、となっており、全国・県平均より低くなっています。
- 学校保健委員会への学校医や専門家等の参加率を向上させ、学校、家庭、地域を結ぶ組織としての学校保健委員会の機能を充実させることが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 歯質強化のためのフッ化物洗口[※]の完全実施に向けて、関係機関と連携するとともに、教職員及び保護者への啓発活動に努めます。
- 学校の実態や子どもたちの発達の段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健組織活動の充実に努めます。
- 子どもたちの健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【3 主な取組】

- フッ化物洗口[※]も含めた歯科保健指導を推進します。
- 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する子どもたちへの対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機発生時の対応マニュアルを整備するなど、すべての教職員が学校保健活動に関心をもち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- 学校医や専門家等との連携をさらに深め、効果的な保健活動につなげるため、学校保健委員会の開催方法の工夫や内容の充実に努めます。
- 学校保健に関する各種研修会・講習会については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関に協力を仰ぎながら、内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を一層推進します。

児童生徒の実態及び今後の目標について

指 標		現況値 (R6年度)	目 標 値			関連 施策
			R9	R12	R13	
誰にでもあいさつができる 児童生徒の割合 (%)	小 6	97	98	100	100	I-①
	中 3	96	98	100	100	
児童生徒の規範意識の割合 (%)	小 6	90	95	98	98	I-①
	中 3	94	98	98	98	
1,000人あたりの不登校児童生徒数(人)	小学校	22.8	20	20	18	I-②
	中学校	79.9	70	70	65	
自分のよさが分かる児童生徒の割合 (%)	小 6	69	80	80	85	I-②
	中 3	78	85	85	90	
児童生徒の思いやりと親切心の割合 (%)	小 6	93	95	95	95	I-③
	中 3	95	96	96	96	
児童生徒の1か月の読書量(冊)	小 6	11.5			15	I-⑤
	中 3	3.8			6	
毎日の朝食摂取率 (%)	小 6	94	98	100	100	I-⑦
	中 3	92	98	100	100	
「全国体力・運動習慣等調査」で市平均 が県平均を超えている種目数(種目)	小5男子	4	6	8	8	I-⑧
	小5女子	6	7	8	8	
	中2男子	5	7	8	8	
	中2女子	8	8	8	8	
むし歯治療率 (%)	小学校	68.9	75	80	85	I-⑨
	中学校	65.1	70	75	80	
むし歯のない児童生徒の割合 (%)	小 6	52.1	60	65	65	I-⑨
	中 1	37.3	45	55	60	

II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

II-① 確かな学力の育成

【1 現状と課題】

- 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育が展開されています。
- 小・中学校等における学力の状況としては、全国学力・学習状況調査において、ほとんどの教科で全国平均を下回っており、特に、小・中学校等ともに思考力、判断力、表現力等に課題が見られます。
また、家庭学習については「マイゴールチャレンジ」を展開しています。学校から出された課題に一律的に取り組むのではなく、自らの課題について考え、学習内容や学習方法を自己調整しながら取り組むことを目指しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 子どもたちの学力・学習状況を客観的な調査に基づき的確に把握し、本市の実態に応じた学力向上策を推進します。
- 学力向上に向けて子どもたちの基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。具体的には、「学力向上を目指す授業改善4つの方策」を生かした授業改善を推進します。
- 各学校においては学校全体で学力向上に向けた組織的な取組を推進し、学力向上のPDCAサイクルの充実を図ります。また、家庭学習の充実と習慣化に努めます。

【3 主な取組】

- 学校、家庭、地域が学力や学習状況に関する調査等の結果に基づく課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- 指導主事による学校訪問を定期的実施するとともに、相互授業参観及び授業研究等を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の取組を推進します。
- 小中連携（ジョイントプラン）により、授業公開や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を県下の教員で広く共有することによって指導力向上を図ります。
- 多様な子どもたちの状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のため、1人1台端末を活用し、確かな学力の育成を図ります。
- 子どもたちがそれぞれの興味・関心や能力等を生かし、端末の持ち帰りにより個別最適で質の高い学びにつなげるなど、家庭学習の充実を図ります。

Ⅱ－② 特別支援教育の推進

【1 現状と課題】

- インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、障害の状態等に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の多様な学びの場において指導・支援が行われており、小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は徐々に充実してきています。
- 学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、早期からの就学相談・支援を必要とする幼児や特別な支援を必要としている小・中学校等の児童生徒は年々増加しています。
- 多様な学びの場において、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成するためには、各学校における校内委員会等の更なる機能化を図るとともに、小・中学校の全教員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上を図る必要があります。
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児及びその家族への支援を「責務」として体制の整備を図る必要があります。
- 本市においては、特別な支援が必要な子どもが在籍しているすべての小・中学校等で、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されるなど、校内支援態勢は着実に整備されています。今後、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図ることで、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 障害のある子どもに対する正しい理解と認識を図るとともに、相談・支援体制の更なる充実に努めます。
- 多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けることができるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な児童生徒を支える校内支援体制、地域支援体制の更なる向上を図ります。
- 本市の全教員等がそれぞれのキャリアステージに応じて特別支援教育に関する知識等を十分に身に付けることができるよう、研修推進体制の充実に努めます。
- 医療的ケア児とその家族に対する支援の充実を図るとともに、医療的ケア児等支援センターをはじめとする、医療、福祉、保健等の関係機関と一層の連携を図ります。

【3 主な取組】

- 障害のある子どもに対する正しい理解と認識を図るために、すべての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組や、交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 早期からの教育相談・就学相談体制の確立などの特別支援教育に関する取組を更に推進する体制を整備するとともに、センター的機能がある大島特別支援学校との連携及び活用促進に努めます。
- すべての学校等で、障害のある子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、校長等のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シート等の作成・活用、基礎的環境整備・合理的配慮の提供等が行われるよう努めます。
- 通級による指導の充実（特に小・中学校における巡回型）と担当者の専門性の向上に努めます。
- 医療的ケアが必要な児童生徒等について、（保護者の付添いがなくても）安全・安心に学校で学ぶことができるよう、実施体制の整備に努めます。
- 障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえ、総合的に就学先の判断がなされるようにします。



Ⅱ－③ キャリア教育の推進

【1 現状と課題】

- 子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進し、[※]ウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- キャリア教育の意義や必要性については、学校だけでなく地域社会の意識も高まっており、学校単位での職場体験は全中学校で実施されていますが、実施する際の事前・事後の指導を充実させ、体験をその後の学びや将来設計に生かすことが必要です。
- 各学校では、主に地域の人材を活用した外部から講師を招聘し、講演会等を実施していますが、今後は講話だけに限らず、出前授業などの実施を通して子どもたちに、より深く感じさせる取組が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進し、「[※]キャリア・パスポート」等を活用し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会を構成する一員として自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進します。
- 子どもたちが自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めます。
- 社会的・職業的自立に向けて必要となる基礎的・汎用的な能力の更なる育成を図り、多様化する生き方に対応します。
- キャリア教育に関する教員の研修を充実させ、指導力の向上を図ります。

【3 主な取組】

- 小学校から高等学校まで、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくために、「[※]キャリア・パスポート」の定着を図ります。
- 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」をすべての学校で作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- キャリア教育に関する教員の研修を学校及び教育委員会が連携して実施します。
- 中学校の職場体験学習について、事前・事後も含めた学習の充実に努めます。
- 小・中学校等において、学級活動を要としながら、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。
- 市進路指導主任等研修会（年1回）を開催し、教職員の資質向上を図ります。
- 「[※]奄美市中学生ひかり議会」を開催し、子どもの社会参画意識の向上を図ります。
- 子どもたちがキャリア教育に係る活動を記録し蓄積する教材等の活用促進を図ります。

Ⅱ－④ 産業教育の推進

【1 現状と課題】

- 技術革新やグローバル化の一層の進展等に対応し、規範意識や倫理観を身に付け、地域や社会の発展を担う創造性豊かな人材を育成する必要があります。
- 中学校の卒業予定者数が減少傾向にある中で専門高校への進学希望者を増やすためには、専門高校の学びの魅力を小中学生に伝える必要があります。
- 少子高齢化の進展に伴う生産人口の減少や、地方経済の縮小が進む中、地域や社会の持続的な発展を担う職業人の育成が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 将来の地域産業の担い手を育成する職業教育の充実を図ります。
- チャレンジ精神などの積極性・創造性を育む教育活動を推進します。
- 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成します。
- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて、常に学び続ける人材の育成に努めます。
- 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を図ります。

【3 主な取組】

- キャリア教育の推進を図るとともに、地元における職場体験学習等を充実させ、望ましい職業観を養います。
- 各学校が実施する現場実習や経営者・技術者等による講演会など、進路意識が高まる取組を進めます。
- 奄美市中学生ひかり議会等を充実させ、市民の一人として生まれ育った奄美の将来、産業の在り方について考えさせる機会を設定します。
- 福祉部と連携して「進路ガイダンス」等の機会を積極的にとらえて、産業教育への意識を啓発します。
- 就職を希望するすべての生徒に進路希望に応じた職業指導を充実させます。
- 企業や経済界と連携するなどし、本県の産業等についての理解を進め、子どもたちに、一人ひとりが本県の担い手であるということの意識を醸成します。



Ⅱ－⑤ 幼児教育の充実

【1 現状と課題】

- 社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が十分に身に付いていないという課題が指摘されています。また、近年、幼児期の教育がその後の生活等へ与える影響に関する研究が進み、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。
- 幼稚園教育要領等が、平成30年度から施行され、各幼児教育施設では改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。
- 現在、本市には、名瀬地区に公立幼稚園を2園（名瀬小学校附属幼稚園・小宿小学校附属幼稚園）、幼稚園型認定こども園を1園（朝日小学校附属幼稚園型認定こども園）、笠利地区に幼保連携型認定こども園を1園（赤木名幼保連携型認定こども園）設置し、3か年保育や異年齢混合保育を実施しています。
- 各園において、校外保育を通じた自然とのふれあいや体力づくり、シマグチ・シマウタ・八月踊りなど郷土の文化の体験、地域住民との交流活動など幼児教育の充実を図っています。
- 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園評価を生かした教育活動や特別支援教育及び「運動遊び」指導の充実、子どもの発達に即した保育に向けての校種間交流の推進とあわせて、小学校へ円滑に移行するため、家庭との連携を図りながら教育内容や方法の充実を図っています。
- 核家族化、少子化が進展する中、今後、すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、子育て環境の構築に向けた公立幼稚園のあり方について検討が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 生涯にわたる人格形成の基礎を育むために、幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図ります。
- 幼稚園等や家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

【3 主な取組】

- 教職員の研修の充実、家庭や地域との連携の強化などによる幼児教育の質の向上を図るとともに、関係部局とも連携を図り、子育て環境の構築について具体的に検討します。
 - ・幼稚園教諭等の研修の充実及び、特別支援教育支援員の効果的な活用
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した小学校との連携の推進
 - ・幼稚園評価を生かした教育の充実及び幼稚園評価の公表
 - ・就園、就学前の家庭教育学級の充実
- 令和8年度から、住用・笠利地区において幼保連携型認定こども園の新たな施設を開所いたします。

Ⅱ－⑥ 郷土教育の推進

【1 現状と課題】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均や県平均と比較して地域の行事や地域でのボランティア活動などに参加している子どもの割合が同程度であることが分かります。
- 少子高齢化や過疎化等により、伝統芸能や集落の歴史、文化等の継承が難しくなっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、ふるさと奄美の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- 地域行事への参加など、地域の中で子どもたちを育成する素地がある状況を生かすとともに、「あまみっ子ふるさと学習」事業を展開し、ふるさと奄美のよさを学び、郷土教育の推進を図ります。
- 郷土奄美に誇りをもち、未来を担う子どもたちを育てるために、「ふるさと体験留学」を実施し、大規模校の生徒が、小規模校で1週間、その土地のすばらしさにふれることができるよう、努めていきます。
- 貴重な奄美の伝統文化の継承（シマグチ、シマウタ、八月踊り、六調など）について、地域と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べて発表し合うなど、郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。具体的には、「あまみっ子ふるさと学習」事業を展開し、総合的な学習の時間等で、ふるさと奄美の地理や歴史、伝統、文化についての理解を深めさせる取組に努めます。
- 各学校において、授業や学校行事等で、地域と学校がより連携し、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう、指導します。具体的には、郷土の歴史や文化など、郷土に対する理解と関心を深めるための取組に努めます。
- 大規模校から1週間小規模校に留学する「ふるさと体験留学」を実施し、その地の伝統文化、結の精神、その土地のすばらしさを学び、ふるさと奄美に誇りをもつための取組を推進します。
- 「かごしまジュニア検定」について、子どもの受検を推奨し、郷土教育の推進及び充実を図ります。

Ⅱ－⑦ 教育の情報化の推進

【1 現状と課題】

- 令和3年度に、G I G Aスクール構想の一環として、一人一台端末を市内の小中学校へ整備し、学習者主体の授業の実現を図りながら、子どもの理解を深める指導に努めています。
- 整備したネットワーク環境やハードウェアを有効に活用した子どもの情報活用能力やネットワークの操作の知識、技術を高め、情報モラルの向上、有害情報への適切な対応能力を身に付けさせるなど、子どもが高度情報化社会を主体的に生きぬくための能力を育む必要があります。
- 今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、子どもの情報活用能力の育成に努めます。
- 生成AI等、技術の発達により新たな情報技術が生み出され、今後も急速に情報社会が発展していくことから、それらを効果的に活用することに加え、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくために必要な、人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- 論理的思考力を高めるために、プログラミング教育の充実に努めます。
- ICTを活用し、子どもの情報を共有することによる、きめ細かな指導を目指すとともに、学校の情報発信に努めます。
- 国のICT環境の整備方針等も踏まえ、学校におけるICT環境整備の推進に努めます。

【3 主な取組】

- 教員に対するICTを活用した指導力を向上させるための研修を充実させます。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等において1人1台端末等を効果的に活用した授業や遠隔教育システムを活用した授業等の実践を推進します。
- 生成AI等、技術の発達により新たに生み出された情報技術等の活用や留意点など、教職員や子どもたちが適切かつ安全に活用することができるよう、教職員への研修や関係機関との情報提供に努めます。
- 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、各教科や総合的な学習の時間等においてICTなどを積極的に活用し、子どもたちの情報活用能力を育成します。
- ネット依存や情報モラル等について、子どもたちへの指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。
- 発達の段階を踏まえたプログラミング教育等の充実を図るとともに、地域のデジタル人材等の積極的な活用に努めます。
- 教職員が授業や校務において、教育データ等を効果的に活用することにより、子ども一人ひとりに個別に最適化されたきめ細かな指導、教員相互の情報共有や効率的な成績処理などが行えるよう、支援体制の充実、環境の整備を推進します。
- 学校ウェブサイトやオンライン配信の活用などにより、保護者や地域等に教育活動などを積極的に情報発信し、信頼される開かれた学校づくりに努めます。
- 学習者用タブレットや普通教室における無線LANなど、国の「GIGAスクール構想」や整備方針等を踏まえた学校におけるICT環境の整備に努めます。
- 学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び子どもが安心して学校でICTを活用できる環境の整備に努めます。



Ⅱ－⑧ 国際理解教育の充実

【1 現状と課題】

- グローバル化が進む国際社会において、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。本市では、国際感覚を身に付けさせるとともに、語学力を向上させ、心身ともにたくましく生きる青少年を育成する目的で、例年10月に約2週間の日程で中学2年生10名程度を姉妹都市であるアメリカ合衆国テキサス州ナカドウチェス市に派遣しています。また、5月にはナカドウチェス市から中学生が来島し、ホームステイをしながら学校訪問を行い、交流を図っています。
- 本市では、外国語教育の充実を図る目的で、4名のALT[※]を雇用しています。各学校においては、[※]ティーム・ティーチングによる授業などを通して、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力を高めたり、言語や異文化を理解したりするなどの実践的取組が広がっています。
- 学習活動の中では体験活動や交流活動に加え、他者を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚をもった子どもの育成に努めます。
- 諸検査等による子どもの実態分析から課題を明確にし、個に応じた指導を充実させ、「分かる授業」の実践を推進していきます。
- グローバル化に対応した外国語教育の充実を図るため、国の動向を踏まえ、[※]学習指導要領の着実な実施など、計画的な取組を推進します。



【3 主な取組】

- 小学校中学年においては、「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しむとともに、高学年においては、発達の段階に応じて、「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的な学習の充実を図ります。
- 中学校では、「外国語を使って何ができるようになるか」の視点を明確にし、小学校との接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導の充実を図ります。
- 各学校段階において、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- ^{*}ALTを市内の全小・中学校に計画的に派遣し、子どもたちが外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の提供を推進します。
- 我が国や外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。



Ⅱ－⑨ 消費者教育の充実

【1 現状と課題】

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。

このような中で、子どもたちの発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。

- 学校では、[※]学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。

また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させるとともに、消費者トラブルの未然防止や自立支援なども含めた消費者行政等についても学習しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 子どもたちが自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるよう、学校教育段階において[※]学習指導要領に基づき消費者教育の充実に努めます。
- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った子どもたちの育成を図ります。
- 成年年齢の引き下げに対応した契約の重要性や、消費者保護に関する指導の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した架空請求など、多様化する問題に対応する能力を育成します。
- 外部の関係機関等と連携し、より実践的な指導の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 小・中学校において、社会科や家庭科を中心として、消費者教育を教育課程に位置付け、教科横断的な視点での取組を推進します。
- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、子どもたちの発達の段階に応じた指導計画の作成や教材の活用、教職員の指導力の向上に努めます。
- 金融教育・消費者教育・租税教育の全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体で推進していきます。
- 租税教育推進協議会が実施する租税教室、税に関する作文やポスター、租税に関する資料の配付などに協力して、市内小・中学校の租税教育の推進に寄与します。また、校内研修や学校訪問等の機会等を利用して指導や助言を行います。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。

Ⅱ－⑩ 主権者教育の充実

【1 現状と課題】

- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」という項目では、中学校は全国平均をやや下回り、小学校では大幅に下回る結果となっており、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を育成することが課題となっています。
- 主権者として、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。
- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げを受け、満 18 歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、多面的・多角的に考察して表現する力の大切さに気付かせるとともに、副教材を活用した学習をしています。

【2 これからの施策の方向性】

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を、発達の段階等に応じて身に付けさせます。
- 地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、学習指導要領に基づき小・中学校において主権者教育の充実に努めます。
- 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、主権者教育を教育課程に位置付け、教科横断的な視点で取り組みます。
- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係機関と連携し、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- 子どもたちが主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、発達の段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力の向上に努めます。

指 標		R6年度 現況値 (%)	目 標 値 (%)			関連 施策
			R9	R12	R13	
学力の定着・向上が図られた学校数及び割合 (「鹿児島学力・学習状況調査」県平均を上回った数)	小学校	7校(35%)	50	60	70	Ⅱ-①
	中学校	6校(50%)	60	70	80	
家庭学習「マイゴールチャレンジ」の達成率	小 6	65	90	95	100	Ⅱ-①
	中 3	60	90	95	100	



Ⅱ－② 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 環境教育

【1 現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。
- 世界自然遺産へ登録された奄美大島の自然の魅力や課題について、積極的に出前授業やフィールドワークを実施します。
- 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習し、各教科等の学習と関連付けながら、ゴミの分別やりサイクル活動、環境美化活動などの体験的な活動を行っています。

【2 これからの施策の方向性】

- 持続可能な社会の担い手を育成するため、[※]学習指導要領に基づき各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科等横断的な環境教育を進めます。
- 学校と地域の人材や関係団体等との連携・協働を図り、地域の特性を生かした自然体験活動の取組を推進します。
- 地域の自然体験活動を通して[※]生物多様性や外来種等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【3 主な取組】

- 各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習やりサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
- 世界自然遺産へ登録された奄美固有の豊かな自然について、自然保護や環境保全への意識を高めるため、教職員に対する研修の充実を図ります。
- 世界に誇る身近な地域の自然について、子どもたちが理解を深める体験的な学習の充実を図ります。



(イ) 福祉教育・ボランティア活動

【1 現状と課題】

- 子どもたちが乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人ひとりの子どもに対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めて、^{*}ウェルビーイングの向上を図っていくことが必要です。
- 小・中学校においては、総合的な学習の時間や職場体験等で福祉施設を訪問したり、ボランティア活動などについて学習したりすることで、地域の高齢者との交流活動を実施しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 子どもの発達の段階を踏まえ、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 学校や行政の担当部局、社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 子どもの発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成や、教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉・ボランティアに関する体験活動の更なる充実を図ります。
 - ・総合的な学習の時間と関連させた高齢者との交流を深める活動の推進
 - ・障害者に学ぶ活動の推進
 - ・職場体験学習やボランティア活動についての学習の充実
 - ・市保健福祉部との連携による^{*}「赤ちゃん先生」事業の推進及び充実



III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

III-① 開かれた学校づくり

【1 現状と課題】

- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮することが求められています。また、教職員による学校の自己評価及び学校評議員や保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- 学校としての説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進するために、学校運営について、保護者や地域住民の意向を把握、反映しながら、その協力を得るための学校評議員を設置しています。
- すべての公立学校において自己評価、学校関係者評価が実施されており、またその結果は公表されています。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、すべての公立学校（幼稚園を含む）で取り組み、毎年多くの方々が参加するなど、全県的な活動として取り組まれています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 信頼される学校づくりを進めるため、各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、市民一人ひとりが本市の教育について考える気運を高めます。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校全体で子どもや学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。

【3 主な取組】

- 各学校が、日頃の教育活動の情報発信や評価結果の公表など、積極的な情報公開や結果に基づく教科の授業改善をはじめ、学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 学力や学習状況に関する調査等の結果をもとに、各学校が校内におけるPDCAサイクルを構築し、アクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- 11月1日～7日までの『地域が育む「かごしまの教育」県民週間』として設定し、この週間に各学校が授業参観を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。
- カリキュラム・マネジメントに関する研修を通して、教育課程を中心に据え、学校教育に関わる様々な取組を組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。

Ⅲ－② 学校運営の充実

【1 現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。
- 管理職の資質向上を図るために、管理職研修会を定期的実施しています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮することが求められています。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。
- 質の高い教育を持続発展させるために、学校における業務改善を実質的かつ着実に推進します。
- 保護者や地域住民等が学校運営に参画するための体制を充実させ、家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

【3 主な取組】

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
 - ・学校の自己評価、学校関係者評価の改善と結果の公表
 - ・「[※]一校一改善」、「[※]一事徹底」の確かな実践と見届け
 - ・学校の教育課題を生かした「土曜授業」の実施
 - ・学校評議員会、学校関係者評価委員会、信頼される学校づくりのための委員会の充実
 - ・定例管理職研修会の充実
- カリキュラム・マネジメントに関する研修をとおして、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。
- 「[※]奄美市業務改善アクションプラン」を踏まえ、数値目標を設定し、中長期的な具体的取組を実施します。

Ⅲ－③ 学校における働き方改革の推進

【1 現状と課題】

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、[※]学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を、実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。
- 本市においては、平成31年4月から3年間「[※]学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、「[※]在校等時間の上限等に関する方針」を規則等において制定し、それに基づいた取組を行ってきました。
- 教職員の勤務時間管理については、各学校において校務支援システムなどの導入により、客観的な在校等時間の把握に努めています。今後も、業務の分担等を含め、働き方改革の「見える化」に取り組めます

【2 これからの施策の方向性】

- 「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類の徹底や業務の効率化など、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に努めます。
- 学校における働き方改革の実効性の向上に努めます。

【3 主な取組】

- 学校・教師が担う業務の適正化を図るため、3分類に基づく、具体的な対応策の好事例に関する情報を各学校と共有します。
- 教育課程について、指導・助言の下、各学校が地域の実情等も踏まえ、学校行事の精選・重点化、準備の簡素化・省力化を含め、改善を図ります。
- 本市における地域的特性も踏まえつつ、ペーパーレス化や研修・ミーティングのオンライン化など、工夫・改善を行うとともに、優良事例等について、積極的な情報提供や共有を行い、校務のDX化を進めます。
- 学校運営協議会において、学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善を進めます。
- 産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策に努めます。
- 中学校部活動の地域移行（展開）を推進します。

Ⅲ－④ へき地・小規模校教育の振興

【1 現状と課題】

- 本市は、小学校の約80%は11学級以下の小規模校であり、小学校21校、中学校12校、有しています。子どもたちの約半数はへき地等の小規模校で学んでおります。これらのことから、へき地・小規模校教育の振興は、本市の発展を支えるうえで重要です。
- へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、県内各地のへき地校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。
- 学校規模による学力の傾向について、[※]全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校等とも総じて大きな差は生じておらず、また、複式学級を有する学校とそうでない学校の平均正答率も同程度であるという結果が得られています。
- 小規模の学校では、子ども一人ひとりに目が行き届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや、教職員配置等の教育環境の整備が不十分な点も課題となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。
- 少人数・複式学級の特性を生かした学習指導の工夫・改善に努めます。

【3 主な取組】

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- 複式学習指導法の研修の充実に推進するとともに、[※]ICT機器等を活用した教育方法の改善等を行います。



Ⅲ－⑤ 教職員の資質向上

【1 現状と課題】

- 子どもが、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力を総合的に向上させることが求められています。
 - ・ 一人一研究授業（全教師による年最低一回以上の授業公開と授業研究）の実施
 - ・ 年間を通じた計画的な個人研究（奄美教育実践記録への積極的な応募）の奨励
 - ・ 教育実践研究の先進校教諭による研修会の実施
 - ・ 授業力向上を目指した研修会の実施（あまみ授業セミナー・期限付教諭等研修会）
 - ・ 校内研究の内容充実を目指した研修会の実施（校内研究研修会）
 - ・ 研究授業・授業研究による実践的研究の推進
 - ・ 経験年次別研修（フレッシュ研修、パワーアップ研修）の充実
- 定例の管理職研修会を通して、学校経営及び学校運営の充実を図るために、校長や教頭の資質の向上に努めています。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質向上を図るための指導と研修の充実に努めています。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員の資質向上を図るために、職務別研修や経験年数に応じた研修等を実施し、職員一人ひとりの資質向上を図ります。
- 教職員研修の内容の充実や精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。

【3 主な取組】

- 教師の質の向上を図るために、教師の個別最適な学びや協働的な学びを支える取組を推進します。そのために、市主催の各種研修会や各校の課題解決に向けた校内研修の充実、経験年次別研修の充実等を図ります。
- 教職員のライフステージに応じた各種研修の改善・充実に取り組むとともに、研修履歴の確実な記録を行い、管理職との対話に基づいた研修の受講奨励が行われるよう、適切な指導助言に努めます。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。
 - ・ 管理職研修会における「服務規律の厳正確保に係る研修」の実施
 - ・ 不祥事防止強化月間（8月・12月）における参加型・体験型の校内研修の実施
 - ・ 一人ひとりの実情に応じた適時適切な服務指導の徹底
 - ・ 自己申告による面談の実施

Ⅲ－⑥ 安全・安心な学校づくり

【1 現状と課題】

- 学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、子どもたちの「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 人口減少が進む中、学校の施設規模と児童生徒数のバランスが不均衡となり、施設の維持管理が費用的に負担となっています。
- 校舎等の老朽化対策として、令和元年度に策定した[※]学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備と中長期的な施設改修等実施する必要があります。
- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、様々な災害を想定し校内の防災体制を整えるとともに、子どもたちが安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練等を実施しているところです。
- 効果的な安全教育を推進するため、学校安全マップの見直しや通学路の合同点検を実施し、安全に関するハード、ソフト面の向上に取り組んでいます。
- 今後も引き続き子どもたちに対し、様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、自らが正しい判断と臨機応変な行動がとれるよう指導する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 社会状況の変化・多様な学習活動等に対応できるよう、老朽化した学校施設を機能改善するとともに長寿命化を図ります。
- 少子化が進行する中で、児童生徒数の予測を基に、数年単位での学校の規模や施設の見直しを行うなど、適切な施設管理を進めます。児童生徒数の減少状況によっては、一定の学校数を維持しつつ、地域ごとの施設の再編を視野に入れた整備を進めます。
- 関係機関と連携し、子どもへの安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制整備を推進します。

【3 主な取組】

- 老朽化した施設の改築や改修による長寿命化、多様化する教育への対応、良好な学習環境の整備など財政状況を踏まえ、コスト軽減・事業の平準化を図りながら、よりよい教育環境づくりを進めます。
- 学校施設を長期に有効活用するため、老朽化した施設の改築・改修を計画的に行い、安全性の確保を図ります。
- 改築・改修整備においては、既存の施設をフレキシブルに再利用するために、可変性のある設計や、エネルギー効率の良い設備の導入を進めます。
- 利用頻度の少ない教室（空き教室等）については、十分な安全管理及び有効活用について検討します。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、子どもたちに危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 子どもたちが緊急時に適切に対応する力を育成するために、[※]BLS教育を計画的に推進する。

- すべての学校において、実態に応じた危険等発生時対処要領を作成するとともに、随時見直しを行い、最新の情報に更新するよう努めます。
- 学校と家庭、地域が連携し、子どもたちが自ら緊急時に正しい判断と臨機応変な行動がとれるような指導体制の充実に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報等子どもの安全に関する情報を共有し、事件、事故からの安全確保を図ります。



(消防署員による防災訓練)



(不審者対策訓練)



(学校トイレの洋式化)



Ⅲ-⑦ 「学びのセーフティーネット」の充実

【1 現状と課題】

- 家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、切れ目のない経済的支援や学習支援等の総合的な対策を進めることが重要です。
- 経済的困難を抱える家庭の子どももしっかりとした学力を身に付けることができるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図るとともに、学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的支援、地域住民等の協力による学習支援等の総合的な対策を進めることが求められています。
- 本県の就学支援制度の対象となっている小中学生の割合は、全国平均よりも高い状況ですが、実施主体である市町村では、制度の拡充などを行っているところです。
- また、高校卒業後の家計における教育費負担の軽減を図るため、本市独自の奨学金制度を創設しましたが、国においても給付型奨学金が創設され、高等教育無償化の検討も進められています。
- 生活困窮世帯の子どもを対象に、地域における学校以外の場において、高校進学・中退防止の支援を行うことを主眼に置きつつ、子どもの学習支援事業を実施しています。
- グローバル化の進展によって、海外に在留した後に帰国した子どもや、外国籍の子どもなど、国内の生活に適応することができるような指導が必要な子どもの増加が見込まれます。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、多様なニーズに応じた環境づくりを図ります。
- 生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合があることや、子どもとの関わりが少ない親等の養育に関する課題のため、居場所の提供や親への養育支援等や地域における家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携を進めます。

【3 主な取組】

- 義務教育に係る教育費について、市町村に対し、就学援助の充実等について要請を行うとともに、制度の更なる周知を図っていきます。
- 子どもの貧困対策については、学校をプラットフォームとした総合的な対応を図るため、福祉等の関係部局やスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携しながら、学校・保護者に対して、支援事業や教育相談等の情報発信を行います。
- 高校卒業後の家計の教育費の軽減を図るため、本市独自の奨学金制度を適切に運用するとともに、国の制度の周知を図ります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るための研修会や関係機関で連携するための協議会を実施するなどして、子どもの置かれた様々な環境の問題へより効果的な対応ができるように努めます。
- 生活困窮世帯に対する子どもの学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整に努めます。

指 標		現況値 (R6年度)	目 標 値			関連 施策
			R9	R12	R13	
分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできている子どもの割合（％）	小 6	77.1	80.0	90.0	100	Ⅲ-④
	中 3	77.4	80.0	90.0	100	
一人一研究授業実施率（％）	小学校	100	100	100	100	Ⅲ-⑤
	中学校	100	100	100	100	



IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

IV-① 地域を支える次世代の人づくり

【1 現状と課題】

- 本市には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、各地域において、各種団体等による子どもの育成に関する様々な活動が行われています。
- 本市では、環境活動・伝統文化の継承等地域の活性化に、各種文化団体、地域女性団体、子ども会、[※]ジュニア・リーダークラブ等の団体が活動していますが、高齢化や人口減、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。
- 本市の特性を生かしながら、更に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えとともに、活力ある地域づくりのための体制づくりを進める必要があります。
- 少子高齢化や人口減少などから、地域の活力低下への対応や本市の発展を支えようとする人材を育成する必要があります。
- これまでに、地域住民による学校支援活動として「地域学校協働活動」の取組により地域と学校が連携・協働して、「地域の中の学校づくり」が進められています。
- 今後は学校支援活動を基盤とし、地域住民や団体等が連携・協働して、子どもたちの成長を支える「[※]コミュニティ・スクール」の導入を検討しつつ、多様な活動を展開していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、青少年の健全育成のため、学校、家庭、地域が一体となった活動を推進し、地域を支える人材を育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生・青年層のリーダー育成や大人の指導者の養成を図ります。
- 多くの地域住民や多様な団体等の理解と参画を得て、市全域で[※]コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体的に推進する取組がなされるように、広報・啓発に努め、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進します。

【3 主な取組】

- 子どもたちが思いやりや自律心などを学ぶ「かごしま地域塾」の市内全域への拡大・普及を図るとともに、模範的な活動に取り組んでいる「優れた地域塾」の認証や指導者育成のための研修を実施し、地域塾活動の質的向上を図ります。
- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダー育成や大人の指導者養成のための研修会を実施します。
- [※]コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の実践例をもとに、今後の地域と学校の連携・協働の在り方等の理解を深め、充実を図るための広報・啓発に努めます。

Ⅳ-② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【1 現状と課題】

- 愛の声かけ運動の実施等、地域全体で子どもの安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。
- 子どもの見守り活動が形骸化することがないよう、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。
- 登下校中の交通事故や自然災害、不審者による事案発生時の対応など、学校での危機管理の在り方が課題となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる子どもたちの安全確保に努めるため、地域の子ども会や自治会等と一体となった取組を推進します。
- 奄美群島内の他町村教育委員会、関係機関及び関係団体等との連携を強化して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

【3 主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- スクールガード・リーダー、スクールガード、防犯ボランティア等との連携を図り、子どもの事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの子どもの安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、子どもに危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 効果的な安全教育を推進するため、学校安全マップの見直しや通学路の合同点検を実施し安全に関するハード、ソフト面の向上に取り組めます。
- 「通学路交通安全プログラム」や「通学路合同点検」により、教育委員会・学校、家庭、地域、警察、自治会の関係部局等の関係機関が連携し、学校や地域の実情に応じた子どもの安全確保体制の強化の推進を図ります。

Ⅳ－③ 家庭教育支援の充実

【1 現状と課題】

- 家庭は、「子どもたちの健やかな育ち」の基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点とされています。

乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で、家庭は重要な役割を担っています。
- 本市では、就園・就学前における子育て講座、家庭教育学級合同研修会の実施及び地域学校協働活動の充実など家庭及び地域教育力向上に向けた取組を行っています。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 子どもを育てる上で不安を感じる等、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援員等の人材養成及び活用を図ります。
- 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供に努めます。

【3 主な取組】

- 地域の実情に応じた地域ぐるみの家庭教育支援の取組が広がるよう、家庭教育啓発資料を工夫改善し、地域全体で家庭教育を支援していく気運の醸成を図ります。
- 家庭・地域の教育力向上のために、家庭教育に関する学習機会、青少年健全育成及び子ども会活動の充実と学校・家庭・社会の連携強化を図ります。
 - ・ 「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発・定着
 - ・ 県家庭教育支援条例に伴う事業の推進
 - ・ 幼稚園入園前、小学校入学前における「奄美市子育て講座」の充実
 - ・ 奄美市青少年育成市民会議の実施
 - ・ 単位子ども会の活性化支援
 - ・ 家庭教育に関する4つの運動の推進
 - ※4つの運動⇒「[※]早寝・早起き・朝ごはん運動」、「家庭学習[※]マイゴールチャレンジ」、「[※]ともに親しむ読書運動」、「[※]シマウタ・シマグチ・美ら島運動」
 - ・ 学校と家庭の連携強化による家庭学習（自主学习）の充実
 - ・ 「[※]奄美子ども読書新聞応援プロジェクト」の充実

V 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

V-① 生涯学習環境の充実

【1 現状と課題】

- 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人ひとりが社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力などを身に付ける必要があります。
- 障害者が学校卒業後を含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。
- 本市では、奄美市市民交流センター、市内6公民館及び奄美振興会館を拠点として、[※]生涯学習講座を開講しています。[※]生涯学習講座の成果を地域に還元する場となる「市民文化祭」は、民間、文化団体、行政が一体となって企画・運営しており、市民の多様化・専門化するニーズに応じた生涯学習の提供や内容の充実が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- NPO法人や各機関との連携を図り、市民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応できるよう学習機会の充実を図るとともに、地域社会において学習成果を幅広く活用できる体制づくりに取り組みます。
- 人々が生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力の維持向上を図るため、地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を目指し、その支援に努めます。

【3 主な取組】

- 市民一人ひとりが、それぞれのニーズに応じた学習を多様な機会と場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習環境を構築し、生涯にわたる教育の実践を図ります。
- 障害者の各ライフステージにおける学びを支援する環境づくりに努めます。
 - ・ NPO法人、社会教育関係団体等との協働による「奄美市まなびフェスタ」の開催
 - ・ 奄美少年自然の家や各種ボランティア団体等との連携による体験活動の充実
 - ・ 毎月23日は「子どもといっしょに読書の日」の推進
 - ・ 家庭、地域、学校等における子ども読書活動の推進
 - ・ [※]生涯学習講座の充実、環境整備
 - ・ [※]生涯学習講座での学びの成果を生かした学校等への教育活動の支援

V-② 生涯スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 市民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 本市では、平成25年度から、国の[※]スポーツ基本計画や県の「[※]スポーツ振興かごしま基本方針」をもとに、スポーツをとおして、支え合うことのできる活力ある社会づくりを目標とした「[※]マイライフ・マイスポーツ運動」を展開しています。その結果、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ市民が増えてきました。
- 地域における生涯スポーツ活動の拠点としての[※]コミュニティスポーツクラブの設立・育成に努めていますが、今後市民への認知度を高める必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。
- 「する」、「みる」、「ささえる」など市民の多様化するニーズに適切に応え、市民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。
- 市民に広くスポーツを普及して健康増進と体力向上を図るとともに、地域スポーツの推進に努め、スポーツによる地域づくりに取り組みます。

【3 主な取組】

- 社会体育施設などを核にし、地域のスポーツ活動の拠点となる[※]コミュニティスポーツクラブの設立・育成及び質的充実に努めます。
- 学校・家庭・地域社会が連携し、市民総ぐるみスポーツ活動（市民体育祭・成人祝賀奄美市地区対抗駅伝等）の展開
- 生涯スポーツ及び「[※]マイライフ・マイスポーツ運動」の推進
- [※]スポーツ推進委員の活動充実及び地域に根差した活動の推進
- 地域のスポーツ活動の拠点となる社会体育施設及び学校体育施設の利用促進

V-③ 競技スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 本市出身のスポーツ選手が、国際大会や国民スポーツ大会など各種大会で活躍することは、市民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- 奄美市体育協会は、8地区の地区体育協会と34の競技団体（令和7年4月現在）が加盟し、本市の競技スポーツの振興に重要な役割を担っています。
- 奄美市スポーツ少年団には、48団体（令和7年4月現在）が加盟し、各種大会を通して競技力向上をはじめ、体力増進を図っています。また、他人を尊重し、協働する心、規律を守る態度を育てるなど次世代を担う青少年の健全育成に寄与しています。
- 平成8年に策定された「[※]スポーツアイランド構想」に基づくスポーツ合宿の推進は、市民や子どもたちが各競技のトップアスリートと接し、身近に感じ、直接指導を受けることで競技の底辺拡大及び競技力の向上、地域の活性化に繋がっています。
- 「燃ゆる感動かごしま国体」後も更なる競技力向上やスポーツ振興が図られるよう指導体制の充実及び選手の育成・強化に継続して取り組む必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市体育協会やスポーツ少年団の加盟団体などと連携し、[※]スポーツアイランド構想を積極的に推進することにより、地域の競技力向上を図ります。

【3 主な取組】

- 各競技団体や次世代を担うスポーツ少年団を支援、トップアスリートによる指導、県民スポーツ大会など各種大会の開催などにより、各種競技の底辺拡大及び競技力の向上に努めます。
 - ・スポーツ少年団の健全育成と適正な活動の指導
 - ・奄美市体育協会加盟競技団体の組織の強化及び充実
 - ・スポーツ少年団競技別交歓大会の開催及び県民スポーツ大会への派遣による選手強化
 - ・関係機関と連携したスポーツ合宿アスリートとの積極的な交流促進
 - ・小学生から高校生までの各種スポーツ大会出場助成事業の実施
 - ・県民スポーツ大会等各種大会の積極的誘致
 - ・[※]スポーツアイランド構想に基づく施設の整備及び質の高い維持管理
 - ・[※]「つな Go 奄美大島」を通じた国内トップアスリートと児童生徒の交流機会の創出



V-④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実

【1 現状と課題】

- 文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、市内外で活躍する若手アーティストや文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- すべての市民が、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、市民の創造活動への支援や環境整備に努めます。
- 文化芸術の振興を支える人材を育成するため、研修の充実や人材情報の提供等に努めます。
- 文化芸術を通して、県内外との交流促進と情報発信に努めます。
- 学校における文化芸術活動を充実するとともに、子ども文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。



【3 主な取組】

- 子どもの頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境づくりを推進します。
- 市民が、身近なところで主体的に文化芸術の創造活動に取り組めるよう、活動成果を発表する場の提供や文化芸術活動に対する支援を図ります。
- 様々な芸術分野の優れたアーティストの発掘促進やワークショップの開催などによる、市内外で活躍できる人材の育成を図ります。
- アーティストの文化芸術活動を支援するため、制作・発表などの場に関する情報の提供、指導者や舞台芸術のスタッフなど文化芸術を支える人材の育成を図ります。
- 市内外との交流により、相互の文化芸術への理解を深めるとともに、質の向上に努めます。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 図画や作品コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧を促進します。



V-⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用

【1 現状と課題】

- 市内には地域の自然・歴史・文化に根ざした多彩な文化活動が生まれ、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本市には、複雑な歴史の変遷から誕生した多くの伝統行事、集落ごとに異なるシマグチ、史跡など多くの文化財がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっているものもあります。
- 市民がシマグチ・シマウタ・八月踊り・六調などの伝統文化に接する機会が少なくなっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 市内の各集落に伝わる郷土芸能や担い手を育成するとともに、シマグチ・シマウタ・八月踊り・六調など奄美大島独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 市内の各集落に伝わる郷土芸能や伝統行事のデジタルデータ及びシマグチの音声データの収集・保存に努めます。
- 学校において伝統文化やシマグチ・シマウタに接する機会を充実します。

【3 主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝えなどを貴重な文化としてとらえ、現代にも生かすため、「伝統文化保存事業DVD」を活用するなどその普及を図り、また、奄美市立奄美博物館や奄美市歴史民俗資料館などの市内の文化施設を積極的に活用することを通じて、郷土の歴史や文化への関心を高め、郷土に誇りをもつ心の醸成を推進します。
- 「シマグチ伝承活動推進事業」として、郷土教育におけるシマグチ・シマウタの指導者に対し、支援を行っています。また、各学校でシマグチの学びが行えるよう、日々の教訓がシマグチでまとめられた「島口教訓カレンダー」を各校に配付し、郷土教育の一環として活用しています。
- 奄美群島唯一の総合博物館「奄美市立奄美博物館」をはじめとする市内文化施設を積極的に活動することを通じて、郷土の自然・歴史・文化への関心を高め、郷土に誇りをもつ心の醸成を推進します。
- 奄美群島を代表する伝統的な建築物である高倉や民家は、文化財としての価値も高く、その建築や茅の葺き替え技術は、特殊で豊富な知識と経験を必要としています。その技術・経験・知識の保持者は非常に少なくなっており、技術の伝承と保存継承に努めます。
- 地域の伝統行事に子どもたちの参加を促進するとともに、地域の高齢者などの知識や経験を活用して伝統文化や方言の継承を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統行事や伝統文化、方言の継承活動を促進します。

V-⑥ 文化財の保存・活用

【1 現状と課題】

- 子どもたちをはじめ、市民が郷土の自然・歴史・文化や文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 市内に伝わる地域の伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 本市には、20件の国指定文化財、8件の県指定文化財、40件の市指定文化財をはじめ、多くの文化財があり、これらは貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなってきたものもあります。

【2 これからの施策の方向性】

- 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。
- 地域に残る伝統行事等を保存・継承するとともに、各種文化団体や観光関係団体等と連携して、史跡等の文化財を活かした地域づくりの促進に努めます。

【3 主な取組】

- 次世代に継承すべき文化財について、市文化財保護審議会から指導を受けながら、県・市指定を推進します。
- 奄美市立奄美博物館・奄美市歴史民俗資料館・宇宿貝塚史跡公園等において、奄美大島の自然・歴史・文化や文化財等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及啓発を図ります。
- 令和元年度に策定した国史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画、令和4年度に策定した国史跡宇宿貝塚保存活用計画に基づき、遺跡のさらなる保存・活用を推進します。
- 史跡及び天然記念物等の文化財が所在する場所における開発事業については、発注者と十分に協議を行い、文化財保護法等に基づいた文化財の保護に努めます。
- 文化財に関する指導・助言等の情報提供を行い、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間等で、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。
- 文化財案内板の設置及び周辺環境の整備を行い、観光面を含めた文化財の保存・活用に努めます。
- 奄美大島の自然・歴史・文化に関する講座やシンポジウム等を開催して、文化財の啓発普及に努めます。
- 奄美博物館デジタルアーカイブ基盤整備事業において、奄美博物館が所蔵するネガ・ポジフィルムをはじめとする資料の電子化を図るとともに、市内の小中学生が島の自然・歴史・文化を楽しく学べるクイズ形式のデジタル教材を作成します。

指 標	現況値 (R6年度)	R9年度の 目 標 値	R12年度の 目 標 値	R13年度の 目 標 値	関連 施策
生涯学習講座受講者数 (人)	2,205	2,315	2,340	2,340	V-①
奄美市市民文化祭出演団体 数(団体)	47	50	51	51	V-①
公民館図書貸出数(冊)※1	29,788	31,200	31,500	31,500	V-①
公民館利用者数(人)※1	60,712	63,700	64,000	64,000	V-①
奄美市美術展覧会出品者数 (人)	1,276	1,340	1,350	1,350	V-④
社会・学校体育施設の年間 延べ利用者数(人)	404,000	410,000	420,000	420,000	V-②
市民体育祭応援者の参加者 数(人)	2,500	2,800	3,000	3,000	V-②
スポーツ少年団登録者数	847	850	850	850	V-③
スポーツ合宿延べ人数	15,621	16,000	17,000	18,000	V-③
奄美市立奄美博物館 入館者数(人)	12,131	15,000	16,000	16,500	V-⑥
奄美市歴史民俗資料館 入館者数(人)	2,654	3,000	3,300	3,400	V-⑥
宇宿貝塚史跡公園 入館者数(人) リニューアルによる臨時休館 (R7.1.7~R7.4.17)	1,821	2,000	3,000	3,300	V-⑥

※1 公民館についてのR9年度目標は市民交流センターを含む。



第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

本計画に掲げた施策を進めるに当たり、計画・実行・評価・改善、いわゆるPDCA[※]サイクルの徹底を図りながら成果指標を設定し、進捗を「見える化」することにより、計画的な施策の推進につながるものと考えます。

このため、本計画においては、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案を進めるとともに、市民への説明責任を果たすため、客観的な根拠を重視した行政運営（EBPM）にも留意し、施策ごとに分かりやすい指標を設定します。その指標も参考としながら、市民の期待に応える教育行政の展開に努めます。

また、様々な施策を展開するためには、働き方改革を含め教育委員会の体制の充実や、教育委員会の活動を支える事務局職員の資質や能力向上に努める必要があることから、優秀な人材を確保し計画的な研修などスキルアップに努めてまいります。

2 学校・家庭・地域等との連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

これら学校・家庭・地域等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

3 関係部局・関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、市長部局及びその他の関係機関との連携・協力が必要です。[※]特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などの取り組みを推進していくため、積極的な連携・協力を図ります。

4 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、この計画の進捗状況について、毎年度、点検・評価を行い、その実施に当たっては、有識者等の意見を聞くなどの方法を取り入れ、点検・評価の結果については市民に公表します。

用語解説

ア行

■ IoT (Internet of things)

世の中に存在する様々なものにインターネット通信機能を持たせることによって、あらゆるものがインターネットを通じてつながる技術のこと。

■ ICT (Information and Communication Technology)

通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。教育場面においては電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる。

■ 愛の声かけ運動

未成年者の深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等未然防止、早期発見と適切な指導のため、組織的かつ計画的な補導活動。

■ 赤木名城跡

琉球列島の奄美地域を代表する中世城郭。奄美大島北部西岸にある笠利湾を望む丘陵上に立地し、奄美地域屈指の規模を持つ。全体の構造からみて石垣が発達した琉球より日本の影響が見られることが注目される。この時期の琉球日本・奄美との政治・軍事を考える上で極めて重要な遺跡である。

※ 平成 21 年 2 月 国指定文化財

■ 赤ちゃん先生事業

赤ちゃん(0~3歳児)と母親がペアで学校や高齢者施設などを訪問し、「命の授業」を行う教育プログラム。

■ 奄美市業務改善アクションプラン

教職員の長時間勤務の縮減と業務改善に向けた「働き方改革」を推進するため施策。令和2年度に策定。

■ 奄美市子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動を推進し、読書環境を整備していくことを目標に、国・県の「子どもの読書活動の推進に関する計画」を基本とした、子どもの読書活動推進計画。

■ 奄美子ども読書新聞応援プロジェクト

子どもたちが本や新聞を読むことにより、文字や言葉を覚え、読解力を身に付け、豊かな情操、感性を磨き、表現力を高め、想像力を高め、想像力を豊かにすることなどを目指して始動したプロジェクト。

■ 奄美市総合計画

今後の15年間の目指すべき方向性を示した奄美市の最上位計画。計画期間は令和6年度から令和20年度の15年間。奄美市が目指す将来像として「自然・人・文化が紡ぐしあわせの島」を掲げている。

■ 奄美市総合戦略

奄美市総合計画「未来の奄美市づくり計画」で目指す将来像「自然・人・文化が紡ぐ幸せの島」を実現するための重点プロジェクト。

■ 奄美市中学生ひかり議会

市内の中学生代表が市議会議場に集い、奄美市の現状や未来について自分たちの意見や思いを、市役所の担当者へ直接伝えることができる「模擬議会」。郷土への関心や市政への理解を深め、各校代表との交流を通して、中学生一人ひとりの視野を広げていくことを目的とした取り組みであり、まちづくりに参加する楽しさを体験する取組。

■ 奄美市ビジョンアンケート

「共に生きる教育」の奄美市教育ビジョンにある本市の教育行政施策の四本柱について、各学校の子どもたちの実態を把握するために市内の小学校6年生と中学校3年生にとるアンケートのこと。

■ 奄美市まなびフェスタ

体験・交流・探求したことを発表する機会を提供することにより、奄美市の生涯学習によるまちづくりの成果と今後の奄美市を展望し、潤いと活力に満ちたまちづくりを目指すイベント。

■ あまみ授業セミナー

教科指導に定評のある教諭等を講師とし、市内小・中学校の教諭に対して、模擬授業や授業研究、指導講話等を行い、教科指導力を高める。

■ 「あまみっ子」ジョイントプラン

公立幼稚園・小学校・中学校が、子どもたちの情報や学力向上に向けた取組を共有し、実践する年間を通した計画的な連携。

■ 「あまみっ子」すこやかプログラム

子どもたちの発達課題を人間成長の役に立たせるカウンセリングの一手法。「構成的グループ・エンカウンター」を各学校の実績に応じた形で教育課程に取り入れ、その際の指針及び具体的な活動等を示したもの。

■ 「あまみっ子」ふるさと学習

奄美の自然や文化（伝承、伝統、方言、産業）、歴史などについて、総合的な学習の時間及び道徳等を中心に、各学校でねらいやテーマを位置付けて学習することで、郷土理解を深め、よりよい生き方を目指す子供を育成することを目的とした学習のこと。

■ 奄美版 SDGs

奄美市は市民一人ひとりが自分事としてSDGsを推進するために、奄美らしく、親しみがあり、分かりやすく、地域に根差した目標やビジュアルを「あまみ未来目標」として定めたもの。

■ 泉家住宅

明治時代初期に建築された古い別棟型民家（分棟型民家ともいわれる）であり、座敷棟の「おもて」と台所棟の「とおごら」からなる。「おもて」は、寄棟造・トタン葺で、トコをもつ八畳の座敷とそれを囲む3つの小さな部屋からなる。「とおごら」は、入母屋造トタン

葺で、台所の機能を果たす建物で、2部屋からなる。

「とおごら」の南西には4本の円柱を持つ高倉（高床の倉）が建ち、その南には井戸がある。屋敷の周囲には土塁が巡り、その上には、防風林が茂っている。泉家住宅は、奄美地方で建築年代が19世紀に遡る数少ない民家の一つであり、「おもて」と「とおごら」の両棟が高倉とともに残っている貴重なものである。

※ 平成6年7月国指定文化財

■ 一事徹底

一つの物事（当たり前のこと）に集中し、それを中途半端にせず、他の人には真似できないほど徹底的にやり抜くこと。

■ 「1日20分読書」運動

親子読書や地域ぐるみで読書の習慣化を推進しており、子どもたちが毎日20分程度読書に親しむことを目指す活動。

■ 一校一運動

学校や地域の特色を生かした体力向上の取組として、鹿児島県が県下の全学校で推進しているもの。

■ 一校一改善

学校経営の改善を図り、経営のマンネリ化を防ぐために、今までの学校経営の在り方をつぶさに点検して、各学校の学習に関する重点課題を明確にし、その解決を通して学校経営の充実・前進を図るもの。

■ 異年齢混合保育

異年齢の幼児を同一学級に編成して行う保育。

■ インクルーシブ教育

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであり、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育支援を、通常の学級で行う教育のこと。

■ インターンシップ

中学生や高校生が地域の職場で仕事を体験する活動。働く人の話を聞いたり実際の作業を体験したりすることで、将来の進路を考えるきっかけをつくる学びの場のこと。

■ Web3.0

特定の巨大企業が情報を独占するWeb2.0の「中央集権型」から脱却し、ユーザー自身がデータの所有権を持ち、対等な立場で価値の共創・交換ができる次世代のインターネット概念。

■ ウェルビーイング

心や体が健康で、安心して自分らしく過ごせる状態のこと。嬉しいことや満たされている感覚が続き、「生きる心地よさ」を実感できることを大切にする考え方となる。

■ 宇宿貝塚

奄美大島の北端に位置する縄文時代後期から中世にかけての複合遺跡である。

縄文時代の遺構は、宇宿上層式土器を伴う住居跡2基、埋葬跡、面縄東洞式土器を伴う住居跡1基が発見された。宇宿上層式の住居は約10m離れているが、ともに一辺が

2mあまりの正方形の住居跡で周囲を礫で囲っている。面縄東洞式の住居跡は、宇宿上層式の住居跡の下層から発見された2mの円形の敷石住居跡である。床面は大小の礫を平らに並べてあり、中心付近に深さ30cmの船底状の炉が設けられ、木炭片や有機物が検出された。

中世の遺構は、砂丘の最高地点で墓塚が発見されたが、調査の結果、中世の母子の埋葬跡であることがわかった。成人女性の遺体は、仰向けで体を伸ばした状態で埋葬され、両膝の間に新生児の遺体が埋葬されていた。成人女性の骨の耳から後頭部にかけて、46点のガラス製の小玉などが首にかけられた状態で出土した。

※ 昭和61年10月国指定文化財

■ AI(人工知能)

Artificial Intelligence の略。

記憶・推論・判断・学習など、人間の知的能力をコンピュータ上で実現する様々な技術やソフトウェア、コンピュータシステム。

■ ALT(外国語指導助手)

Assistant Language Teacher の略。

日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語が母語の外国人。

87年から国が実施している語学指導等を行う「外国青年招致事業」

力行

■ 学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、文部科学省が定めた教科等の目標やおおまかな教育

内容のことで、各学校で「教育課程」(カリキュラム)を編成する際の基準となるもの。

■ 学力向上を目指す授業改善4つの方策

学習者主体の授業を実現するための「学習のしつけやルールの徹底」「授業充実の3ポイントの確実な実施」「机間指導の充実」「板書の工夫」等、教員の授業力向上に向けた奄美市独自の共通実践事項のこと。

■ 鹿児島学力・学習状況調査

県が行う調査で、子どもたちの基礎学力や思考力・判断力・表現力などを把握し、教育指導の改善や学校・県の教育施策の成果と課題を検証することを目的とする。

■ 鹿児島県人権教育・啓発基本計画

平成17年以降の鹿児島県の人権教育啓発施策を総合的かつ具体的に推進するための指針。(平成16年12月策定)

■ かごしま子ども調査

鹿児島県内の小中高校生を対象に、学校や家庭での「もやもや」や生活の実態を把握するために実施された大規模なアンケート調査。

■ かごしまジュニア検定

鹿児島県の小学生(主に5・6年生)を対象に、鹿児島の歴史や文化、自然、産業などの知識を楽しく学ぶことを目的とした検定。

■ 鹿児島をまるごと味わう学校給食

本県で平成14年度から、学校給食記念日の1月24日を含む1週間を「鹿児島をまるごと味わう学校給食」と定め、新鮮で安

心・安全な県内産の食材を活用した学校給食のこと。

■ 学校施設等長寿命化計画

老朽化した学校施設を単に建て替えるのではなく、計画的な維持管理や予防保全、改修を行うことで、建物を長く安全に使い続け、ライフサイクルコストの削減と予算の平準化を図るための戦略的な計画。

■ 学校における業務改善アクションプラン

教職員の長時間労働を是正し、子どもたちと向き合う時間を確保するため、学校の業務を「学校以外が担うべき業務」「教師でなくてもできる業務」「教師の業務だが負担軽減可能な業務」の3つに分類し、具体的な改善策を計画・実行すること。

■ GIGA スクール

文部科学省が推進する「1人1台端末と高速ネットワーク環境」を整備し、個別最適化された学びと協働的な学びを実現する取組。

■ 気候危機

気候変動による深刻な影響が、もはや単なる変化の段階を超え、人類や生態系の存続を脅かすような緊急事態であるという認識を示す言葉。

■ キャリア・パスポート

子どもが学校生活の中での経験や成長、めざしたい姿などを記録し、自分の学びや将来を考える力を育てるための冊子。自分の歩みを見直し、次の目標につなげるために活用するもの。

■ 教育支援センター

学校に行きづらい子どもが安心して過ごし、学びや相談ができる場所。家庭と学校の橋渡しをしながら、一人ひとりのペースに合わせて支援し、再び学校や社会につながる力を育てる施設のこと。

■ グループエンカウンター

ゲームや対話活動を通して、仲間の良さに気づいたり、自分を見つめたりする学習活動。安心できる雰囲気の中で行われ、クラスづくりや人間関係づくりに役立つ方法として学校でも活用されている。

■ 経済協力開発機構 (OECD)

(Organisation for Economic Co-operation and Development) の略で、世界経済の成長と福祉の向上を目指し、加盟国の政策分析・比較研究・政策提言を行う国際機関。

■ ゲートキーパー

悩んでいる人の変化に気づき、声をかけ、必要な支援につなぐ役割をもつ人のこと。特別な資格は必要なく、家族や友人、先生など、身近な人が「いのちを守るサポーター」として支える考え方のこと。

■ 高度情報化社会

情報が諸資源と同等の価値を有し、それらを中心として機能する社会。

■ 高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合(パーセンテージ)のことで、国や地域の高齢化の度合いを示す基本的な指標

■ 心の教育の日

学校や地域が連携して道徳教育や心のケアを重視する日として、各自治体や学校が独自に設定・実施している取り組み。

■ 子どもの貧困率

その国の平均的な生活水準と比較して、十分な食事や教育、文化的な経験などが得られない「相対的貧困状態」にある子どもの割合。

■ 小湊フワガネク遺跡出土品

小湊フワガネク遺跡出土品は、奄美大島の中部、太平洋に面した砂丘上の遺跡から出土した資料の一括である。遺跡からは、大量の夜光貝と、それを加工して貝匙を製作する各工程の資料が出土しており、6～7世紀頃にこの地で集中的な貝匙生産が行われていたことが窺える。これに加えて、貝札・貝玉等の多種多様な貝製品や、多数の貝玉とガラス小玉が副葬された5世紀頃の墓壇も発見されている。これらは、南島地域において集中的な貝製品生産を行った工房的性格の強い遺跡の出土品として、当時の交易を考える上でも極めて貴重である。

県内で、史跡と出土品の両方が国指定を受けるのは、上野原遺跡(霧島市)、広田遺跡(南種子町)に次いで3件目で、大島地区で重要文化財(考古資料)の指定は初めてとなる。

■ 小湊フワガネク遺跡

奄美大島中部の太平洋岸、砂丘上標高9mに立地する。6～7世紀代に属する貝製品の生産を行った生産遺跡である。遺跡の中央部では、床面に炉を有した堀立柱建物遺

跡4棟が、遺跡の北端部では、墓壇1基が確認され、食用にされたと考えられる貝殻・獣骨魚骨なども多数出土し、当該期における生活の様子が明らかになった。また、夜光貝製貝匙、イモガイ製貝札等の貝製品が、大量の未製品と貝殻破片、そして、敲石や磨石と共伴して出土したことから、ここが貝製品の製作場所であり、製作工程も明らかになった。このように、小湊フワガネク遺跡は、6～7世紀代における奄美地域の生活の復元を可能にするとともに、夜光貝等の貝製品生産を行ったことを明らかにしたという点で極めて重要である。また、当該期の本州から九州にかけては、古墳時代から古代へ移行する時期であるが、そうした政治的な影響のほとんど及ばなかった地域の社会を解明する上でも重要である。

※ 平成22年8月国指定文化財

■ コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校(学校運営協議会とは=法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任をもって、学校運営に参画する仕組み。学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。)

■ コミュニティスポーツクラブ

日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を推進する地域密着型のスポーツクラブをいう。

サ行

■ サプライチェーン

原材料の調達から製造、物流、販売を経て、最終的に消費者の手元に製品が届くまでの一連の流れ(供給の連鎖)を指す言葉で、「供給連鎖」とも訳され、各工程に関わる企業やプロセス全体を意味する。

■ 支持的風土づくり

子供たちが安心して自分らしく過ごし、互いを認め合い、助け合い、高め合えるような温かい人間関係と安全な環境(風土)を意図的に作っていくこと。

■ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015年に国連で採択された、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でより良い世界を実現するための行動計画。

■ シビックプライド

「都市や地域に対する市民の誇り」を意味し、単なる「郷土愛」とどまらず、自分が地域の構成員であるという当事者意識を持ち、地域をより良くするために主体的に関わろうとする意志を含むもの。

■ シマウタ

シマウタにはノロやユタ神が祝詞のように唱える「カミ(神)唄」と子守りや遊戯の時に使う「童歌」、仕事や娯楽、行事等で唄われる「民謡」に大きく分けられる。教訓や労働の厳しさ、民話や伝説、恋愛や社会風刺、シマ(集落)の人々の喜怒哀楽や神への祈願・感謝など、生活そのものが表現されている。

教訓的な唄が多いために、「唄半学」という言葉もある。

■ シマグチ

シマグチ(奄美方言)は古事記や万葉集に出てくる古語が現在も使われ、発音にも大きな特徴があり、言語学的にも重要で研究対象としても貴重な言語である。

明治維新後、日本の近代化を目指すなかで標準語化教育が進められ、奄美群島や沖縄では方言禁止教育が行われたことなどもあり、平成21年にユネスコが絶滅の危機にある、と指摘した。

■ シマグチカルタ

シマグチを知らない子どもたちや若年層の方々が「シマグチ」を知り、慣れ親しみ、興味関心を持つために制作された。

シマグチで語られる奄美のことわざには、教訓・生活の知恵や知識、人生の真実や鋭い風刺などが詰まっており、そのことわざを後世に繋げる為の貴重なツールである。

■ 島口教訓カレンダー

消滅の危機に瀕しているシマグチの伝承活動に利活用するために作成された日めくりカレンダー。奄美に昔から言い伝えられていることわざや教訓をまとめている。

■ シマグチ・シマウタ、美ら島運動

「郷土を愛する心」等の醸成のため、子どもたちに島の自然や文化等を体験させ、島の先人や歴史等を学んでもらうための運動

■ シマグチ伝承活動推進事業

学校における郷土教育の一環として、地域の方々にシマグチでのあいさつやシマウタ・八月踊り等の指導をしていただき、その方々に支援を行う事業。

■ ジュニア・リーダークラブ

主に中学生・高校生が中心となり、地域のお祭りや子ども会活動などでボランティアとして企画・運営をサポートし、子どもたちと交流しながらリーダーシップや社会性を身につける青少年育成団体。

■ 生涯学習講座

書道・ダンス・茶道・生け花等の文化活動を通じて、市民がそれぞれの趣味や特技を生かしながら、自己研鑽に努め、「心豊かで多彩な人材と文化・交流の創造」を目指す場。

■ 情操教育

感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きを豊かにするための教育及び道徳的な意識や価値観を養うことを目的とした教育の総称。

■ 情報活用能力(情報リテラシー)

情報を自己の目的に適合するように使用できる能力。情報を主体的に選択、収集、活用、編集、発信する能力と同時に、情報機器を使って論理的に考える能力が含まれる。

■ 情報モラル

人が情報を扱う上で求められる道徳、特に情報機器や通信ネットワークを通じて、他者と情報のやり取りするにあたって、他者や

自らを害することがないように身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。
情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき態度や考え方。

■ 書評合戦(ビブリオバトル)

お気に入りの本を持ち寄り、5分間でその本の魅力を紹介し合い、参加者全員で一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム感覚の読書会。

■ 城間トフル墓群

南西諸島における特徴的な墓制の北限をなすもので、隆起したビーチロックの小丘陵に9基からなる横穴墓群を形成している。また、それぞれが前庭、墓道、墓室といった構造をもつ横穴を構築しており、かつ、墓群の全てが、ほぼ完全な形で残っている。城間トフル墓群は、風葬及びその後の洗骨再葬に使用された、いわゆる風葬墓の基本的な形式をもっており、かつ、遺骨及び祭祀用品の違存状況も良好であり、学術的資料としても高い評価を有するものである。

※ 平成5年3月県指定文化財

■ スクールカウンセラー

教育機関において、心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

■ スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等子どもたちの問題行動等へ対応や子どもたち及び保護者等の相談に応ずるなど、福祉機関等関係機関とのネットワークを活用して援助を行う者のこと。

■ スクールガード

地域住民や保護者、PTA などがボランティアで子どもの登下校時間帯に通学路や校内を見守り、不審者防止や交通事故防止など子どもの安全を確保する活動のこと。

■ スクールガードリーダー

学校や通学路における子どもの安全確保のため、地域の防犯の専門家（警察 OB など）が市町村の教育委員会から委嘱を受けて活動する役割を担う人々のこと。

■ スポーツアイランド構想

「スポーツで癒す島」を基本理念と定め、恵まれた自然、人情などをベースに奄美をスポーツマーケットとして情報発信し、これに対する受入を新たなリーディング産業として位置づけようとする構想のこと。

■ スポーツ基本計画

スポーツ基本法に基づき、文部科学大臣が定める 5 年ごとの重要な指針で、日本のスポーツ施策（政策）を総合的・計画的に進めるためのロードマップ。

■ スポーツ振興かごしま基本方針

鹿児島県が「スポーツ振興かごしま県民条例」に基づき、県民の生涯を通じたスポーツの推進、競技スポーツの向上、スポーツ環境整備のために、総合的・効果的に施策を進めるための基本的な方向性を示す計画。

■ スポーツ推進委員

当該市町村のスポーツ推進のため、スポーツ基本法（平成 23 年 8 月 24 日施行）第 32 条の規定に基づき、教育委員会規則の

定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡・調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員。

■ 生産年齢人口

経済活動の中心的な担い手であり、社会保障制度を支える重要な層のことで、15 歳以上 65 歳未満の人口を指す。

■ 生成 AI

テキスト、画像、音声、動画などの新しいオリジナルコンテンツを自動で「生成（つくる）」できる人工知能のこと。

■ 生物多様性

生物に関する多様性を示す概念で、生態系・生物群系または、地球全体に多様な生物が存在することを指す。

■ 全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における子どもたちへの教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育委員会に関する継続的な検証改善サイクルを確立するための調査。

■ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、各教育委員会、学校が

全国的な状況との関係において、自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図る取組を通じて体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

さらに、各学校における子どもたちの体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てるための調査。

■ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。フェイスブックやツイッターなど登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

■ Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)、第5期科学技術基本計画において我が国が目指す未来社会の姿として初めて提唱された。

夕行

■ 耐震化

強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように、補強することやそのような構造に造りかえること。

■ 体力アップ!チャレンジかごしま

本県で令和3年度から10年間の計画で、子どもの体力向上推進事業「運動大好き“かごしまっ子”育成推進事業」を展開しており、その一環として、子どもたちが、学級単位で仲間と協力しながら体力づくりに取り組み、記録に挑戦する取組のこと。

■ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間

11月1日~7日に鹿児島県が定める期間で、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、教育への理解と関心を深めることを目的としており、学校開放、授業参観、イベントなどを通じて、住民が学校とつながり、教育活動に参加する機会を提供するもの。

■ 地域とともに花いっぱい活動

地域住民、学校、行政、企業などが連携・協働し、花を植えて地域を美化する取り組みで、単なる美化活動に留まらず、花を育てることを通じて様々な社会的・教育的な目的を達成することを目指す。

■ 通学路交通安全プログラム

通学路の交通安全の確保について策定されている基本方針。

■ 通学路合同点検

各学校からの報告を受け、危険箇所を取りまとめるとともに、学校、PTA、道路管理者及び地元警察署等と連携して行われる通学路の合同点検。

■ つな Go 奄美大島

奄美大島本島内の子どもたちと、国内トップアスリートの交流機会を創出するイベント名称。

■ ティーム・ティーチング

2人以上の複数の教師がチームを組み、役割分担をして一つのクラスやグループに協働で指導を行う教育方法。

■ デジタルトランスフォーメーション(DX)

(Digital Transformation)」の略称で、デジタル技術を活用して企業や組織のあり方を根本から変革し、新しい価値を創造すること。

■ 特別支援教育

障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うこと。

■ 特別支援教育コーディネーター

学校の特別支援教育を推進するために、校内で指名された関係機関や医療機関との連携や関係者との連絡・調整を行う教員のこと。

■ 特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある子どもたちに対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の子どもたち

に対し学習活動上のサポートを行ったりする者のこと。

■ ともに親しむ読書運動

読書を通じて親子の絆を深め、読書の習慣を育むことを目的とした運動です。

ナ行

■ 2050年カーボンニュートラル

日本が2020年に宣言した、2050年までに温室効果ガス(GHG)の排出量から吸収量を差し引いた合計を実質ゼロにすることとした目標。

ハ行

■ 八月踊り

奄美大島で旧暦8月(アラセツなど)に行われる五穀豊穡や厄除けを願う伝統的な集落の祭りのこと。チヂン(太鼓)の音に合わせて男女が歌詞を掛け合いながら踊り、時には夜通して家々を回る習わしがある。

■ 早寝・早起き・朝ごはん運動

学校、家庭、地域が連携して取り組み、子どもたちの健やかな成長を目指す運動。

■ パリ協定

2015年にフランス・パリで採択された、2020年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組み。

■ パワーアップ研修

在職年数が10年を超えた教職員を対象とした、教育公務員特例法第24条の規定並びに「かごしま県教員等育成指標」及び「かごしま県教員等研修計画」に基づいた個々の能力や適性等に応じた研修、中堅教諭等としての専門性に関する研修。

■ BLS教育

心停止などの緊急時に、胸骨圧迫やAEDの使い方など「命を守るための基本的な応急手当」を学ぶ教育。子どもから大人まで誰でも学べる内容で、いざというときに身近な人を助ける力を育てることを目的としている。

■ PDCAサイクル

物事を進める上において、計画と実行、結果の収集と評価を継続的に行って、その内容を改善しながら次のステージへ進めていくこと。

Plan(計画) Do(実行)
Check(評価) Act(改善)

■ ビッグデータ

従来のデータベース管理システムでは処理が困難なほど「膨大(Volume)」「多様(Variety)」「高速(Velocity)」なデータ群のこと。

■ 一人一研究授業

各学校において、教諭は年間一人一回、学習指導案を作成し、研究授業・授業研究を行うことを通して、授業力の向上を図る。

■ 標準学校規模

学校教育基本法施行規則で、標準的な学級数を定めており、小学校12~18学級(1学年2~3学級)、中学校12~18学級(1学年4~6学級)と規定されている。(特別支援学級の学級数を除く)

※ 小学校は41条で規定、同条の規定は、79条で中学校に準用

■ 不易流行

いつまでも変わらない本質(不易)を大切にしながら、時代や状況に応じて新しいもの(流行)を取り入れ、変化していくこと。

■ フッ化物洗口

フッ化物(フッ化ナトリウム)入りの洗口液を口に含み、うがいをすることで、歯の質を強くしてむし歯を予防する方法。学校や保育園などで集団で行われることが多く、保護者の希望に基づいて実施される。

■ フリースクール

学校に行きづらい子どもが自分のペースで学んだり、安心して過ごしたりできる民間の居場所。勉強だけでなく、人との関わりや活動を通して、子どもが自信を取り戻し、次の一歩につながるよう支援する場である。

■ ふるさと体験留学

都市部の小中学生などが、豊かな自然や文化が残る農山漁村や離島などに一定期間移り住み、地元の学校に通いながら地域の人々と交流し、親元を離れて生活する体験学習プログラム。

■ フレッシュ研修

新任教員及び任用2年目の教員に対して、教育公務員特例法第21条及び第23条の規定に基づき、現職研修の一環として新規採用後の3年間の研修を実施し、教員としての使命感と実践的指導力を養い、幅広い知見を得させるとともに、地域の一員としての自覚を確立するための研修。

マ行

■ マイゴールチャレンジ

家庭学習の取り組みで、子どもたちが自分で「今日の目標(ゴール)」を設定し、予習・復習・発展学習などを計画的に行うことで、学習の質を高めることを目指すもの。

■ マイライフ・マイスポーツ運動

「すべての県民が、それぞれの関心や適正に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツを通じて支えあうことのできる活力ある社会づくり」を目的に鹿児島県教育委員会が平成25年度から推進している運動。

■ メタバース

学校で活用されるメタバースは、仮想空間に「もう一つの教室」をつくり、対面が難しい子どもでも安心して学びや交流ができる仕組み。アバターで参加できるため負担が少なく、不登校支援や協働学習などに活用が広がっている。

■ モバイル端末

小型軽量で持ち運ぶことのできる情報端末装置のこと。

小型ノートパソコン・スマートホン・タブレット端末など。

■ Mom

鹿児島県教育委員会が人権同和教育の視点で教職員が子どもたちと関わる基本方針としている。M「見つめる」O「思いをめぐらす」M「向き合う」という意味

ヤ行

■ 結の精神

一人では困難な作業を、地域住民が力を合わせ、助け合い、協力し合う「相互扶助」の精神や制度を指し、現代社会における人と人とのつながりや絆の大切さを表す言葉。

■ 有害情報

主に青少年が、その情報に接することによって健全な発達・育成を阻害する虞があると考えられているコンテンツ。
※コンテンツ⇒提供されている情報やデータそのものを指す。

ラ行

■ 六調

奄美群島に伝わる宴席の最後を飾る喜びの歌と踊りの総称で、三味線(さんしん)や太鼓(ちぢん)の伴奏に合わせて老若男女が自由に乱舞する。

■ ロボティクス

ロボットの設計・製作・制御・応用に関わる学問や技術の総称で、AIやIoT技術と連

携し、労働力不足の解消や業務効率化、生活の質の向上を目指すもの。



AMAMI CITY 20th Anniversary of Establishment
奄美市市制施行20周年



第3期奄美市教育振興基本計画

令和8年3月発行

[編集・発行]

奄美市教育委員会 教育総務課

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬 25 番8号

TEL:0997-52-5133

E-mail:kyoism@city.amami.lg.jp
